

土庄町地域福祉計画（第2期）

平成24年3月

土 庄 町

はじめに

東日本を中心に未曾有の被害をもたらした大震災の発生から1年が過ぎました。この度の震災によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、今なお行方のわからない方々のご家族をはじめ、被災された全ての方々に心からお見舞申し上げます。

さて、本町では、「やすらぎのある暮らし」を基本目標とする第1期土庄町地域福祉計画を平成19年3月策定し、地域福祉の推進に努めてまいりましたが、第1期計画策定後5年が経過し、少子高齢化や核家族化は更に進み、社会福祉制度の改正などにより福祉に対する要望が多様化する中、地域における新たな生活課題が生まれてきております。また、東日本大震災においては、非常時に備えての要援護者の見守り活動など、地域の絆や行政と関係機関の連携の重要性が改めて認識されたところでもあります。

このような状況を踏まえ、平成24年度からの概ね5年間を計画期間とする「第2期土庄町地域福祉計画」を策定いたしました。今後は、本計画に沿って、温もりのある地域福祉社会の実現に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力を頂いた住民の皆様方をはじめ、貴重なご意見とご提言をいただきました「土庄町地域福祉計画策定委員会」委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

土庄町長 岡田 好平

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉計画とは.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の意義と役割.....	3
5 計画の期間.....	3
6 計画の策定体制.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
1 人口・世帯数の推移.....	5
2 地域福祉に関わる資源.....	7
第3章 計画の基本理念と今後の取り組み	11
1 基本理念.....	11
2 方向性.....	11
3 施策体系.....	12
4 各施策の今後の取り組み.....	13
第4章 資料編	26
1 アンケート結果.....	26
2 土庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	50
3 土庄町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	52

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域は、そこで暮らす人たちがそれぞれの社会的なつながりの中で、自分らしい生き方を実現していく場であり、高齢になっても、障害があっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることとなります。そのために、地域の生活課題に取り組むことは、取り組む人にとっても支援される人にとっても、地域で自己実現を果たすことが可能となるものでもあります。

こうした中、公的な福祉サービスの充実整備を図る一方で、地域における身近な生活課題に対応するこれからの「地域福祉」の意義や役割、その地域福祉を推進するために求められる条件について考えることが必要となっています。

つまり「地域福祉」とは、地域で暮らす人たちの生活課題を解決することであり、「地域福祉計画」とは、そのための指針を示すものです。また、地域福祉計画は「高齢者保健福祉計画」や「障害者計画・障害福祉計画」などの個別計画とは異なり、高齢者や障害者といったサービスの「対象者」ではなく、「地域」に着目し、地域における要支援者（高齢者、障害者、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題解決のための計画です。

社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努力するとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画策定の背景

近年、少子高齢化が急激に進行し、新たに生まれる担い手が減少する中で、大幅に増える高齢者に対する福祉を支えていかなければならない状況となっています。

このような中、現在の高齢者・障害者・児童などに対する公的な福祉サービスだけで、要支援者への支援を全うすることは困難となっていると同時に、これまで地域の安心を支えてきた家族・親族間の助け合いや雇用先の支援が希薄化しており、地域の“安心システム”の機能が弱体化しています。その要因としては少子高齢化・核家族化、単身世帯の増加などの家族構成によるものと、職場の終身雇用慣行の変化、若年層の雇用情勢の悪化などが考えられます。

また、成熟社会を迎える中で、これまでのような地域の連帯感や活力を期待することも難しくなり、さらには個人主義的傾向も強まる中で、「ご近所」の人間関係が希薄になり、地域力の低下を招いています。

本町では、自助・共助・公助を充実させる仕組みづくりを行い、町内の人とのつながりを深めることを目的として平成 18 年度に「土庄町地域福祉計画」を策定し、「やすらぎのある暮らし」の実現に向けた取り組みを行ってきました。

この計画は平成 18 年度から概ね 5 カ年の計画としているため、これまでの土庄町の状況も含め、平成 24 年度からの概ね 5 カ年を計画期間とした「土庄町地域福祉計画（第 2 期）」（以下、本計画という）を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、第 5 次土庄町総合計画の基本構想・基本計画に即し、社会福祉法第 107 条に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。

また、「土庄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「土庄町障害者計画及び障害福祉計画」、「土庄町次世代育成支援行動計画」などの関連計画との関係については、それぞれの個別計画に明記された地域福祉に関する事項について整合性が必要であるため、個別計画における地域福祉に関する事項を包含すると共に、自助・共助・公助のバランスと連携のあり方を考えながら、地域福祉の共通の理念を示す総括的な計画とします。

4 計画の意義と役割

地域における全ての生活課題に対しては「基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する」という原則は踏まえつつも、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人や団体が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められています。

住民にとって、生活課題とは地域での普通の暮らしを妨げるものであり、暮らしの周辺のあらゆる場面で起こりえることから、地域福祉の概念は、公的な福祉サービスのイメージよりも自ずと幅の広いものになります。

この地域の生活課題に対応するための関係者は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、ボランティア、NPO、PTA、事業者、企業、行政などと多様ですが、これらの関係者によって地域のネットワークが形成され、互いに助け合い、支え合う仕組みを充実させることが必要で、それが地域福祉の目標です。

土庄町の住民を含めた関係者が地域の問題意識を共有し、解決のために協働することは、地域での人々のつながりの強化、地域の活性化が期待されることから、地域福祉の目標を達成することは地域社会再生の軸となりえるといえます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度から概ね 5 か年の計画として策定します。

また、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化に応じて必要な見直しを行います。

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
第 1 期土庄町地域福祉計画					第 2 期土庄町地域福祉計画				

6 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、行政機関内部での連携を図るとともに、学識経験者や社会福祉を目的とする各種団体の代表者、医療及び福祉施設などの関係者からなる策定委員会を設置し、計画の協議を行いました。

また、計画策定にあたり、住民の地域福祉に関する考えや地域活動への参加状況、福祉に関するニーズなどを把握するためアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査

配布数	15歳以上の住民の中から無作為抽出を行った 1,000 件
調査期間	平成 23 年 6 月 10 日～平成 23 年 6 月 30 日
回収数	454 件
回収率	45.4%

(2) 策定委員会

第 1 回目	平成 23 年 9 月 22 日 (木)
第 2 回目	平成 24 年 2 月 29 日 (水)
第 3 回目	平成 24 年 3 月 26 日 (月)

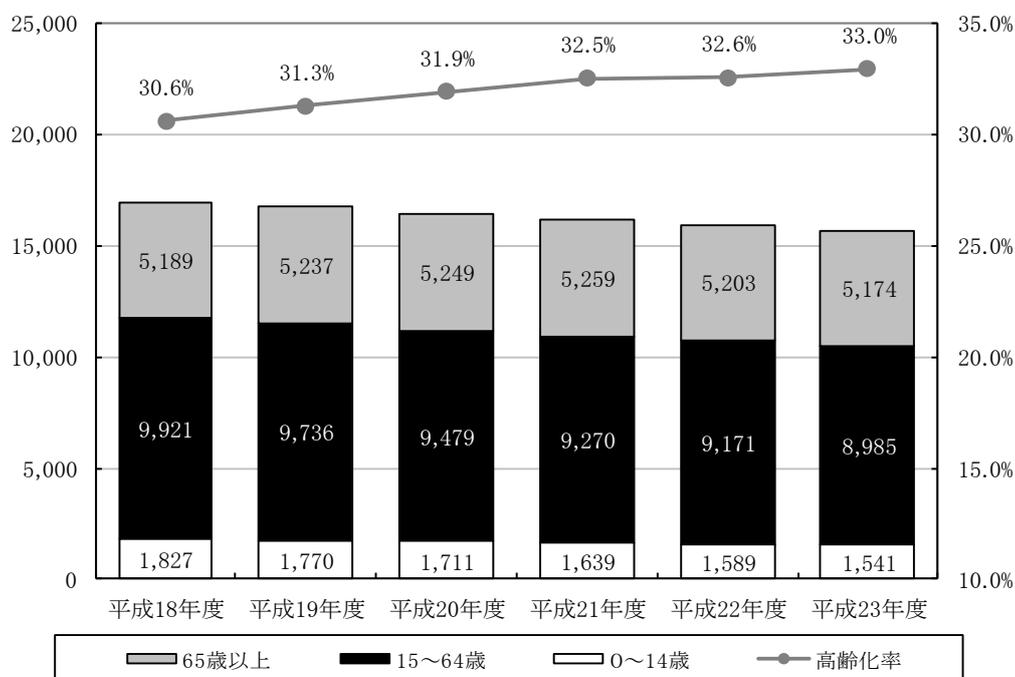
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯数の推移

土庄町の人口は年々減少傾向にあり、特に年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は一定数ずつ減少を続けています。そのため、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は年々増加傾向にあり、平成23年度時点では33.0%と高くなっており、少子高齢化が進行しています。

【実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	16,937	16,743	16,439	16,168	15,963	15,700
0～14歳	1,827	1,770	1,711	1,639	1,589	1,541
15～64歳	9,921	9,736	9,479	9,270	9,171	8,985
65歳以上	5,189	5,237	5,249	5,259	5,202	5,174
高齢化率	30.6%	31.3%	31.9%	32.5%	32.6%	33.0%
世帯数	6,991	6,986	6,989	6,981	6,983	6,978

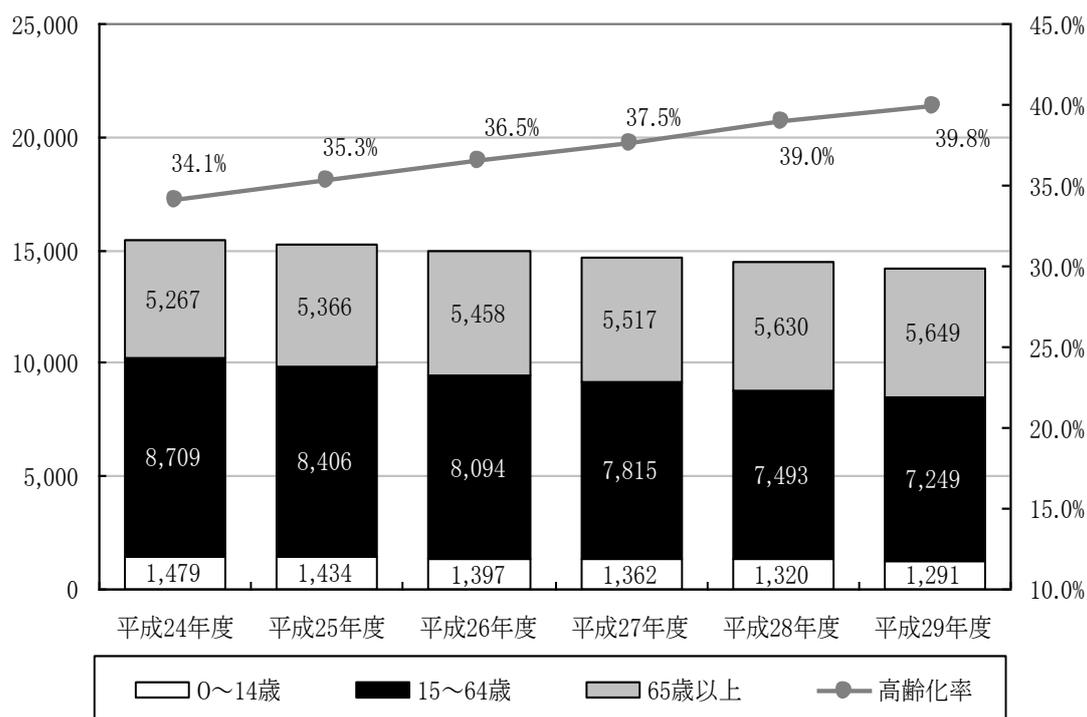


※住民基本台帳（10月1日現在）

平成 29 年度までの人口推計結果（コーホート変化率法）をみても高齢化率はより一層上昇傾向にあり、平成 29 年度には約 4 割となっています。このような地域の高齢化に対応するためにも、だれもが安心して安全に生活できる土庄町にしていくことが重要であり、そのためには行政、地域住民、関連団体など、土庄町で生活する人すべてが協力していくことが重要です。

【人口推計】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総 人 口	15,455	15,206	14,949	14,694	14,443	14,189
0 ～ 14 歳	1,479	1,434	1,397	1,362	1,320	1,291
15 ～ 64 歳	8,709	8,406	8,094	7,815	7,493	7,249
65 歳 以 上	5,267	5,366	5,458	5,517	5,630	5,649
高 齢 化 率	34.1%	35.3%	36.5%	37.5%	39.0%	39.8%



※ コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、同年に出産した集団のことをいい、各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法で地域の特性をより反映させることができる推計方法

2 地域福祉に関わる資源

それぞれの地域ごとの豊かな地域福祉資源を有効に活かした地域福祉の取組みが重要と考えられます。

(1) 子育て支援

①児童館

健全な遊戯施設を備えた児童施設として、より良い環境の中で児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、児童が余暇を利用して、集団遊び、ゲーム遊び、読書などを通して健全な心身を育む場所です。

【町内の児童館】

4 箇所（淵崎、北浦、大部、豊島）

②保育所（園）

保護者が働いているため、又は病気などのため、家庭において十分保育することができない児童を保護者に代わって保育するところです。

公 立	愛の園保育所、双葉保育所、北浦保育所、大鐸保育所、大部保育所
私 立	土庄保育園、瞳保育所
合 計	7 箇所

私立保育所では入所していない児童でも、保護者の急病や就労形態の多様化に伴い、家庭で保育できない場合に一時的に預かる「一時保育」も実施しています。

③幼稚園

3 歳から小学校の就学の始期に達するまでの幼児が通う施設です。

【町内の幼稚園】

6 箇所（土庄幼稚園、淵崎幼稚園、大鐸幼稚園、北浦幼稚園、大部幼稚園、四海幼稚園）

④ 幼稚園

幼児教育の重要性に鑑み幼児の教育と福祉の充実強化を図るため、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法により創設された保育所を一元的に運営する施設で、町内に3箇所設置されています。

名 称	構 成	
	幼稚園	保育所
大鐸幼稚園	大鐸幼稚園	大鐸幼稚園
北浦幼稚園	北浦幼稚園	北浦幼稚園
大部幼稚園	大部幼稚園	大部幼稚園

⑤ 子育て支援センター

土庄町子育て支援センターにおいて、地域における子育ての支援基盤を形成し、子育てに関するさまざまな悩みや相談などを行うことにより、子育て家庭への育児支援を図っています。

(2) 学校教育

町内の各学校においては、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、子どもたちの能力・適性、興味・関心に応じた特色ある教育課程の編成に努め、一人ひとりの個性の伸張を図っています。

小学校	土庄小学校、湊崎小学校、北浦小学校、四海小学校、豊島小学校
中学校	土庄中学校、豊島中学校

(3) 図書館

土庄町立中央図書館において図書の閲覧又は貸し出しを行っているほか、町内各公民館及び配本所に巡回文庫を設置しています。

(4) 自治会組織

町内には、54の自治会が組織されています。

土庄地区 (25自治会)	永代橋、新町、本町一丁目、寺東、東之町、王子前、保土喜崎、廻り池、東港、土山、親交、新橋、日進、西中、昭和、本町二丁目、天神、西本町、吉ヶ浦、大木戸、港新町、鹿島、柳、千軒、小瀬
淵崎地区 (8自治会)	淵崎、赤穂屋、川西、要鉄、大谷、平木、北山、上庄
大鐸地区 (4自治会)	肥土山、黒岩、小馬越、笠滝
北浦地区 (4自治会)	馬越、屋形崎、見目、小海
四海地区 (4自治会)	伊喜末、小江、長浜、滝宮
豊島地区 (3自治会)	家浦、唐櫃、甲生
大部地区 (6自治会)	琴塚、田井、上野、向町、小部、灘山

(5) 高齢者福祉

①地域包括支援センター（やすらぎプラザ内）

地域で生活する高齢者を介護・福祉・医療など様々な面から包括的に支援するために設置され、「介護予防マネジメント事業」「総合相談・支援事業」「権利擁護事業」「包括的・継続的マネジメント支援事業」を主な事業として実施しています。

②土庄町（やすらぎプラザ内）

土庄町では、やすらぎプラザ内に土庄町居宅支援サービスやすらぎを設置して居宅介護支援を行うとともに、同じくやすらぎプラザ内に土庄町ホームヘルパーステーション、土庄町訪問看護ステーション、土庄町訪問入浴サービスセンターを開設して訪問看護、訪問介護、訪問入浴などのサービスの提供を実施しています。

③その他の高齢者施設

町内には、前記のほかに、高齢者にサービスを提供する事業所があります。

小豆島老人ホーム	特養・ショート・デイ・訪問介護・養護
あづき	特養・ショート・デイ
豊島ナオミ荘	特養・ショート・デイ
北のおひさま	グループホーム・デイ
D a ・ N o i 遊雅	小規模多機能
オリーブケアセンター	訪問介護
小豆島ヘルパーステーション フレトピア	訪問介護
ケアハウスオリーブ	ケアハウス

(6) 障害者福祉

町内には、障害者の一般就労に向けての訓練を行うサービス、日中もしくは夜間の食事や入浴の支援を行うサービスや、障害児に対して日常生活における基本的な動作指導などを提供する事業所があります。

また、夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行うグループホームも2ヶ所設置されています。

みくに成人寮	生活介護、施設入所支援
ひまわりの家	就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護、 児童デイサービス (平成24年度からは就労継続支援B型、生活介護、 障害児通所支援事業の予定)
あづき	短期入所
あゆみ荘 のぞみ荘	共同生活援助 (グループホーム)

(7) その他

社会福祉協議会、保健センターが各1ヶ所設置されています。

その他の町内の団体として、町老人クラブ連合会、町シルバー人材センター、母子福祉会、身体障害者福祉会、遺族厚生会があるほか、ボランティア団体などが活動しています。

また、定期バス路線のない地域において通院などの交通の便を確保するため、福祉バスを運行しています。

第3章 計画の基本理念と今後の取り組み

1 基本理念

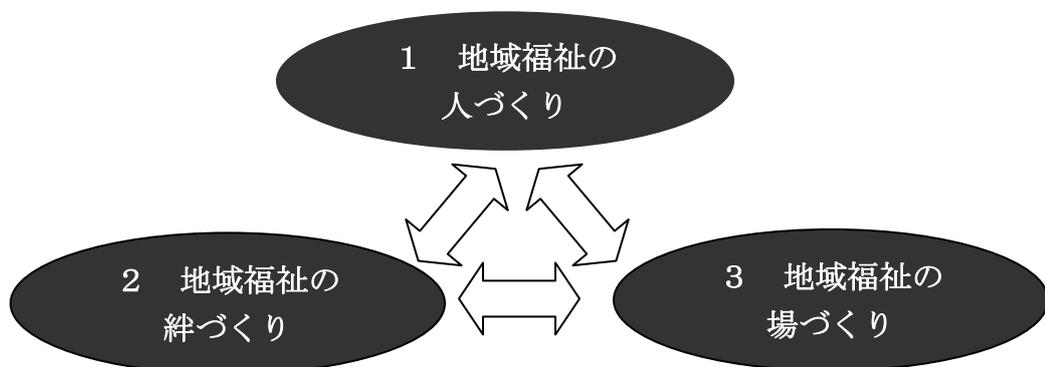
これまで土庄町では、子どもを産み育てる環境づくりや、地域が一体となった支え合い、助け合いのシステムづくり、防災・防犯対策などにより、すべての町民の生命が守られ、子どもから高齢者までだれもが安全で安心して生活ができ、住んでいてよかったと心から思える土庄町となるよう、住民、地域、団体、保健・福祉・医療機関、そして行政がひとつとなって「安らぎのある暮らし」を作っていくことを根底とするため、基本理念として設定して推進してきました。

これまで推進してきた住民も含めた町全体での地域福祉の仕組みづくりをより一層推進していくため、前期計画の基本理念を踏襲することとします。

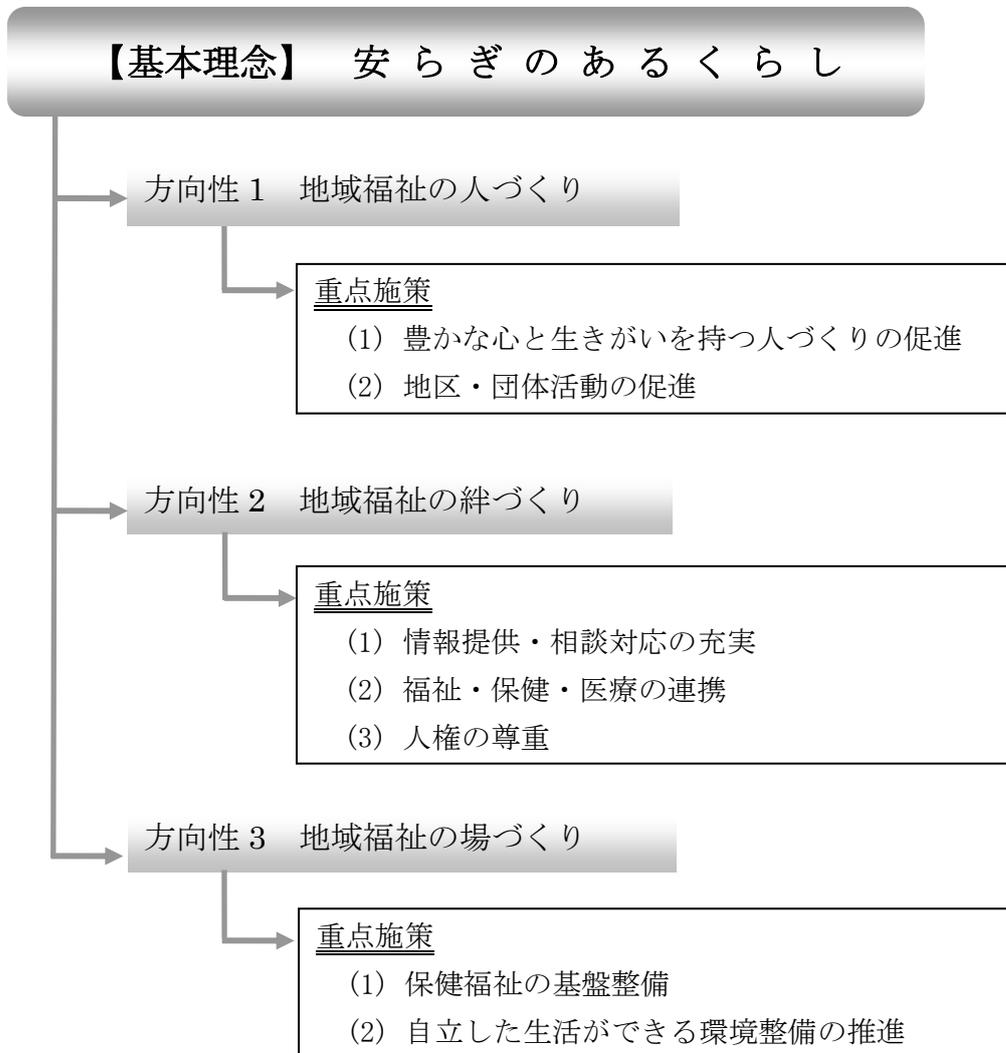
～ 安らぎのある暮らし ～

2 方向性

基本理念に沿った方向性で地域福祉を推進するために、町民のだれもが望む福祉のまちを実現するため大きく3つの方針を設定します。



3 施策体系



4 各施策の今後の取り組み

方向性 1 地域福祉の人づくり

重点施策 (1) 豊かな心と生きがいを持つ人づくりの促進

①福祉教育の推進

ア 土庄町人権フェスタを通じた啓発活動の推進

同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図ることを目的に平成 21 年度から「土庄町人権フェスタ」を開催しています。

(実施内容)

- ・各種講演
- ・町内幼稚園児、小中学生による発表及び作品展示
- ・高校生による作品展示及び樽太鼓クラブ、吹奏楽部による演奏
- ・富丘文化センター、児童館、人権擁護委員、土庄町虐待防止等ネットワーク協議会、土庄町男女共同参画推進委員会による作品展示及びイベント等

幼稚園、学校の児童・生徒だけでなく、人権擁護委員などの関係者も協力してイベントを開催することで、町を上げた意識向上につながっており、今後も継続して実施していくとともに、より広い参加を求めて「土庄町人権フェスタ」の周知を行っていきます。

②生きがいづくりの促進

ア 地域活動の活発化

活力ある持続可能な地域経営を行うため、町内を 10 地区に分け、地域の活性化に効果をもたらす組織活動に対し、組織運営費及び活動事業費を交付する地域活性化支援事業を実施しています。今後も継続して実施し、地域単位で元気が出るまちづくりと地域振興を図っていきます。

イ スポーツ・レクリエーションや文化活動の促進

だれもが気軽にできるスポーツの普及啓発を目的として、老人スポーツ大会への助成を実施しています。今後は文化活動に対しての促進も検討するとともに、障害者の活動に対する支援も検討していきます。

ウ 多様な学習機会の確保（生涯学習の推進）

学校、家庭、地域社会、文化・スポーツ活動など、様々な機会を生涯学習の場ととらえ、土庄町の住民が生涯にわたって自己実現を目指して学習を継続していくことができるように教育委員会は、生涯学習の推進を総合的に行うため関係機関とも連携し、基盤整備に努めていきます。

エ 就労や職業・技能訓練に関する情報提供の推進

雇用情勢は継続して厳しい状況にあるため、離職者を対象とする職業訓練や就労機会についての情報提供を引き続きおこなっていきます。

重点施策（2）地区・団体活動の促進

①健康づくり活動の促進

ア 地域ぐるみの健康づくり活動の促進

町民自らが食事や運動、生活習慣病予防など、各世代に応じた健康づくりに取り組むことで、いつまでも健やかにいきいきとした毎を送ることができるよう平成20年3月に「健やかとのしょう21 土庄町健康増進計画」を、生活習慣病予防の観点から平成19年3月に「特定健康診査等実施計画」をそれぞれ策定して町民の健康づくりに努めてきました。

また、あったかとのしょう町づくりの会、てしまお達者クラブを組織し、住民が中心となって行政や専門家と協働して健康なまちづくりに取り組む活動を実施することで地域ぐるみで住民意識の向上を図っており、今後も継続して実施します。

②世代間交流の推進

ア 年齢や、障害の有無を超えた交流活動の推進

世代を超えた交流によって子どもの社会性や豊かな情操性を育むことを目的とするとともに、高齢者世代の地域社会とのかかわりを生み出すことで社会参加や生きがいづくりの促進に繋げることも重要となっています。

地域全体での地域福祉の向上をより一層推進していくためにも、世代間交流に加えて、障害のある人とない人との交流や子育て世代の親子と地域のふれ合いも含めて交流活動を推進していきます。

イ 体験活動の促進

体験活動とは実際に関わっていく「直接体験」、インターネットやテレビなどを介して感覚的に学びとる「間接体験」、シミュレーションや模型などを通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」があり、現在の生活環境では「間接体験」や「擬似体験」の機会が圧倒的に多く、「直接体験」の機会は昔に比べ少なくなっています。豊かな人間性、自ら学び自ら考える力などの育成のためには「直接体験」が重要視されており、今後も中高生の乳幼児ふれあい体験、高齢者の経験や知識を活かした技能や伝統文化の継承など、「直接体験」の機会を提供します。

③地区・自治会・団体活動の促進

ア 住民主体の活動の促進

自治会の活動など、地域での福祉活動を広げていくために、住民主体の地域福祉活動への支援を行っています。また、より地域に根ざした活動を続けていくためには、各地域でのリーダーが必要であることから、人材発掘と育成も行っていきます。

イ 当事者活動の促進

自分たちでグループを作り、自分たちの生活を向上させるため、権利を守るため、地域の一員となって働くため、余暇を楽しむためなどの様々な目的のため各地で集まっている組織・活動を「当事者活動」といい、土庄町では老人クラブや身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会などに対して助成を行っています。

地域力の向上のため、今後も継続して助成を行っています。

ウ 団体活動の促進

社会福祉協議会、自治会、行政、福祉保健関係機関、民生委員・児童委員など町内の様々な団体が連携をとり、それぞれの活動を促進していきます。

④ボランティア活動・NPO活動の促進

ア ボランティアの養成

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で活動が支えられています。地域福祉の取り組みを進めるうえで、ボランティアの力はなくてはならないものであり、これからの地域福祉活動の担い手の確保と養成は重要な課題となっています。平成19年度から介護予防サポーター及び認知症サポーターの養成講座を実施しており、今後も継続して実施をしていきます。

イ ボランティア・NPO活動の促進

人材の確保だけでなく、実際の活動について支援を行うことも活動活性化のために重要であり、母子福祉会、身体障害者福祉会などの団体への補助を行うことで活動への支援を行っています。

今後も継続して支援を行っています。

方向性 2 地域福祉の絆づくり

重点施策 (1) 情報提供・相談対応の充実

①情報提供の充実

ア 情報提供体制の充実

生活に関する情報を必要とするときに、いつでも・誰でも情報が入手できるよう情報のバリアフリー化に努めており、現在は町広報、防災行政無線、町ホームページを利用した情報提供を行っています。

今後も年齢や障害の有無に関わらず欲しい情報が手に入るよう、より一層のバリアフリーに努めます。

イ 多様な情報提供の推進

雇用や職業訓練に関する情報提供、介護保険制度など各種制度や法律などの周知促進、ボランティア活動や地域活動などに関する情報提供の推進などの専門性の高い情報についても情報提供を行っていきます。

②相談事業の充実

ア 相談体制の充実

住民すべてが安心して暮らせる地域づくりの一環として、何かあったときに相談できる場所の充実に努めます。

- ・民生委員児童委員などの身近な相談体制の充実
- ・障害のある人からの相談体制の充実
- ・こころの健康に関する相談体制の充実
- ・いじめ・不登校などに関する相談体制の充実
- ・就学・進路指導體制の充実
- ・インターネットなどを活用した相談体制の整備
- ・学校、保育所（園）、幼稚園、幼児園など関係諸機関との連携強化

重点施策 (2) 福祉・保健・医療の連携

① コーディネート機能・ケアマネジメント機能の充実

ア コーディネート機能の充実

サービスの利用を希望する人に対し、福祉・保健の各窓口がニーズを的確に把握し、それに対応した情報提供や相談対応などができるコーディネート機能の充実を図ります。

イ ケアマネジメント機能の充実

サービスを利用しようとする人がニーズに合った情報を得て、相談員などと十分な話し合いを行った上で利用し、その後利用のあり方について見直しを行うケアマネジメント機能を充実させていきます。

② 生活を支援するサービスの充実

ア 福祉・保健・医療の連携強化

健康の維持・増進から疾病の予防・診断・治療及び急性期・回復期にいたる保健・医療体制と介護予防・介護支援を包括的に機能させるため、保健・医療・福祉のネットワークの強化を図ります。

イ 高齢者保健福祉サービスの推進

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために「土庄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と連携を図りつつ、高齢者保健福祉サービスの推進に努めます。

ウ 障害者保健福祉サービスの推進

障害者が安心して暮らせる地域づくりのために「土庄町障害者計画及び障害福祉計画」と連携を図りつつ障害者保健福祉サービスの推進に努めます。

エ 児童保健福祉サービスの推進

子どもだけでなく、親が安心して子どもを産み育てることのできる地域づくりのために「土庄町次世代育成支援行動計画」と連携を図りつつ児童保健福祉サービスの推進に努めます。

オ 救急医療体制の充実

「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」を目指して、昼夜問わず発生する事故や急病に迅速、的確かつ効率的に対応できる救急医療体制の確保は重要となっています。

また、少子高齢化の進展、救急患者の増加、患者ニーズの多様化などの社会情勢の変化、小児科をはじめとする地域医療を担う医師の慢性的な不足などに対しては、地域の実情に応じた救急医療体制のあり方を検討していきます。

カ 医療サービスの充実促進

生活の安心を確保するために医療の充実は必須項目であり、住民が安心して地域で生活を送るために医療サービスの充実促進に努めます。

重点施策 (3) 人権の尊重

①権利擁護事業の普及促進

ア 成年後見制度の普及促進

成年後見制度は、認知症、知的又は精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、法律的に支援をする制度です。土庄町では制度の普及促進のために平成 22 年 3 月に「土庄町成年後見制度利用支援事業実施要綱」及び「土庄町成年後見制度における町長申立てに関する要綱」を策定しました。

今後は、制度の周知を進めるとともに、必要な場合には「土庄町成年後見制度利用支援事業実施要綱」及び「土庄町成年後見制度における町長申立てに関する要綱」を活用して支援を行っていきます。

イ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及促進

認知症や知的障害、精神障害などにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、本人との契約により日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払いなどの援助を行う事業です。

事業の周知を行うとともに、必要と思われる人に対しては個別で情報提供を行うなど支援を行っていきます。

②苦情解決事業の充実

ア 苦情解決のための体制の充実

適切なサービスを安心して利用できるよう、利用者が事業者に対して対等な立場でサービスに対する苦情を申し出ることができ、その解決を図る体制の充実を図ります。

③虐待や暴力を防止する対策の推進

ア 町虐待防止等ネットワーク活動の推進

児童、女性、高齢者などに対するあらゆる虐待・暴力に対して予防と早期発見・早期対応、再発防止を図るため平成 19 年 8 月に「土庄町虐待防止等ネットワーク協議会」を設置し、高齢者虐待、配偶者からの暴力、要保護児童への対策を行っています。

障害者虐待への対応が課題となっており、住民の平穏な生活を確保するために現在の体制に加え障害者虐待の対応整備を行い、今後も活動を推進していきます。

イ 町青少年補導センターでの面接・電話相談の実施

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、時代に相応した補導センター業務をめざし、青少年の非行防止と健全育成のための施策を展開します。

④社会的孤立者対策の推進（ひとり親家庭、ひきこもりなど）

ア 経済的自立のための支援策の推進（生活保護世帯、低所得者世帯）

経済的に不安定な状況の中、自立支援のため経済的支援策を充実させるとともに、生活保護世帯や低所得世帯などの各種経済的支援を必要とする人に確実に支援がいきとどくよう、わかりやすく簡単に入手できる情報提供を行います。また、必要な人に対しては就労の推進も行うことで経済的自立も促進します。

イ ひとり親家庭などへの支援推進

子育てと生計の担い手という2つの役割を一人で担うようになることで経済面だけでなく精神面でも負担は非常に大きいものとなります。そのため、負担軽減のための経済的支援として児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成事業、母子家庭及び父子家庭に対する小口資金貸付を行ってきました。今後も継続して行うとともに一人で悩みを抱え込まないよう、各種交流事業についても実施を検討します。

ウ ひきこもり・非行者対策の推進

近年、青少年の問題は社会的問題と化しており心身ともに健全な青少年の育成のためにも支援が必要です。

ひきこもりや非行といった社会的に孤立する可能性のある人に対して適切な対策を推進し、対人関係や周囲の環境改善を行うことで支援していきます。

エ 各種機関・人的ネットワークを活用したきめ細やかな福祉ニーズの把握

より効果的に社会的孤立者の対策を行うため、地域の現状と必要とされているニーズの把握は非常に重要な課題となっています。そのため、各種関係機関と連携をとり情報の共有を行うとともに、民生委員などの人的ネットワークを活用してニーズの把握を行います。

方向性 3 地域福祉の場づくり

重点施策 (1) 保健福祉の基盤整備

①保健福祉施設の活用

ア 情報提供・相談対応の場としての施設の機能強化

地域にある既存の保健福祉施設の相談体制を強化し、情報を発信していけるよう整備します。

イ 各種団体の活動の場としての活用促進

団体がイベントや集会を行う際に地域の体育館、グラウンド、公園などが有効に活用できるよう調整を行います。

ウ 交流の場づくり

だれもがいつでも気軽に集まることができる場・空間の創出を目指して、地域のイベントなどを活用した交流の機会の促進、保育所（園）、幼児園、幼稚園、学校における地域交流の促進、自然の中でできる場・空間の整備を促進します。

②生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置

ア 生活圏域の設定

住民が生活している地区の特性に合わせた支援を行っていくため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを勘案し、本土と豊島の2つの圏域を設定しました。今後、設定した生活圏域を活かす施策の実施を行っていきます。

イ 地域包括支援センターの設置と運営

地域包括支援センターは高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、支援の必要な高齢者やその家族を支えていく拠点となるものです。介護・保健・福祉の面から総合的な相談、支援を行えるように、ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が連携し、地域で暮らす高齢者を支援していきます。

土庄町では、国保保健福祉総合施設内に地域包括支援センターを設置し、「介護予防ケアマネジメント」「総合相談・支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」に取り組んでいます。今後も地域や関係機関と連携しつつ事

業を実施し、地域の高齢者やその家族の支援を行っていきます。

③人材育成の促進

ア 福祉・保健に関わる担い手の育成

高齢者人口の増加による福祉サービスの需要の増加が見込まれる一方で、それを支える世代の人口は減少しており、福祉サービスの担い手不足が全国的にも課題となっています。

地域福祉を推進するためには、地域福祉や子育て、介護など各分野を担う人材を養成確保するとともに、地域福祉にかかわる専門職同士の連携や地域住民と専門職の協働を進めることにより、「必要とする人が必要とするときに必要な支援を受けられる」ようにすることが重要であることから、福祉・保健に関わる担い手の育成に積極的に取り組んでいくこととします。

イ 研修・交流事業の推進

スタッフの質の向上を図るため各種研修事業への参加を促します。

また、新たな人材や資格をもった人の就業を促進するなど、福祉・保健分野への人材の参入を進めるため、職業の案内などの情報提供を行うと同時に、職場体験・研修などを通して体験・交流を行うことで福祉・保健分野に対する関心を高めます。

④事業者間の連携促進

ア 情報交換などを通じての町内保健福祉事業者との連携促進

高齢者や障害者の地域生活をサポートする町内の保健福祉事業者と共通認識を形成しつつ、それぞれの保健事業や普及啓発などを連携させるためにも関係事業者との情報交換を密接に行い、連携促進を図ります。

イ シルバー人材センター、ハローワークなど関係機関との連携

臨時や短期就労、請負業務も含めて人材のニーズがあった場合に就労意向がある人の雇用就業・社会参加を満たせるように、シルバー人材センターやハローワークなどの関係機関と連携体制を深めます。

ウ 育児休業制度など企業への啓発推進

働きながら子育てをする人が仕事と家庭の両立ができるよう、町内企業に対して育児休業制度などの啓発を推進します。

重点施策 (2) 自立した生活ができる環境整備の推進

①公益的施設などのバリアフリーの推進と安全性の確保（バリアフリー、交通安全、防災・防犯など安全なまちづくり）

ア 道路の安全性の確保

だれもが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、歩行空間の確保、街灯の整備、生活道路網の整備などによる安全性の確保に努めます。

イ 福祉バスなどの運行

年齢や障害の有無に関わらず、自由に安全に活動できる環境づくりの一環として福祉バス、スクールバスを運行しています。今後も継続して運行し、住民の移動支援を行っていきます。

ウ 情報のバリアフリー化

住民すべてが平等に必要な情報を必要なときに得られるよう、情報技術を使えない、または取得できる情報量が少ない情報弱者を減少させることで情報格差（デジタルディバイド）の解消に努めます。

エ 交通安全活動の促進

住民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけることで事故の減少に努めるため、交通安全運動を継続的に展開していきます。

より効果的な運動とするため、交通安全運動の実施にあたっては、趣旨、実施期間、運動重点、実施計画などについて広く住民に周知し、町民参加型の交通安全運動の充実・発展も検討していきます。

オ 防犯・防災活動の促進

防犯・防災体制の整備は地域の安全性を高めるために重要な部分です。

土庄町では平成 18 年度に災害時要援護者名簿を整備し、平成 23 年度に土庄町災害時要援護者避難支援プランを策定して、緊急時の支援体制についての整備を行ってきました。今後は作成した名簿や支援プランの有効活用のため、要援護者の情報を更新していくとともに、実際の災害などを想定したシミュレーションなどに努めます。

また、高齢者や障害者は犯罪に対しても弱者となりやすいため、緊急通報システムの活用を促すとともに、消費や犯罪に関する情報提供、相談体制の充実を図ります。

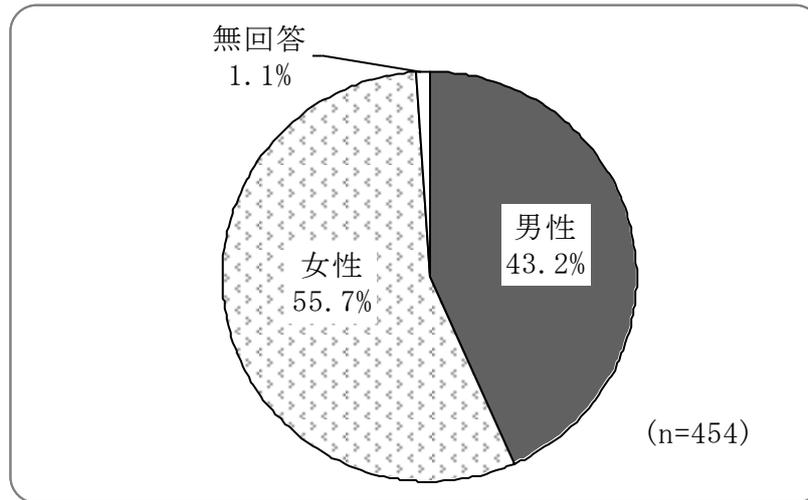
カ 環境美化活動の促進

安心して暮らせるきれいなまちづくりを行うため、住民すべての環境美化意識の向上に努めます。また、美化活動に関する活動の情報提供を住民に対して積極的に行っていくことで広く関心をもってもらえるよう努めます。

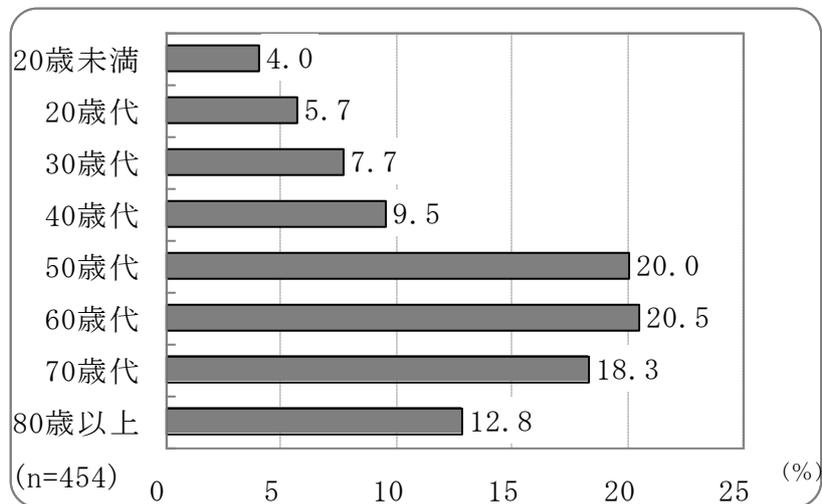
第4章 資料編

1 アンケート結果

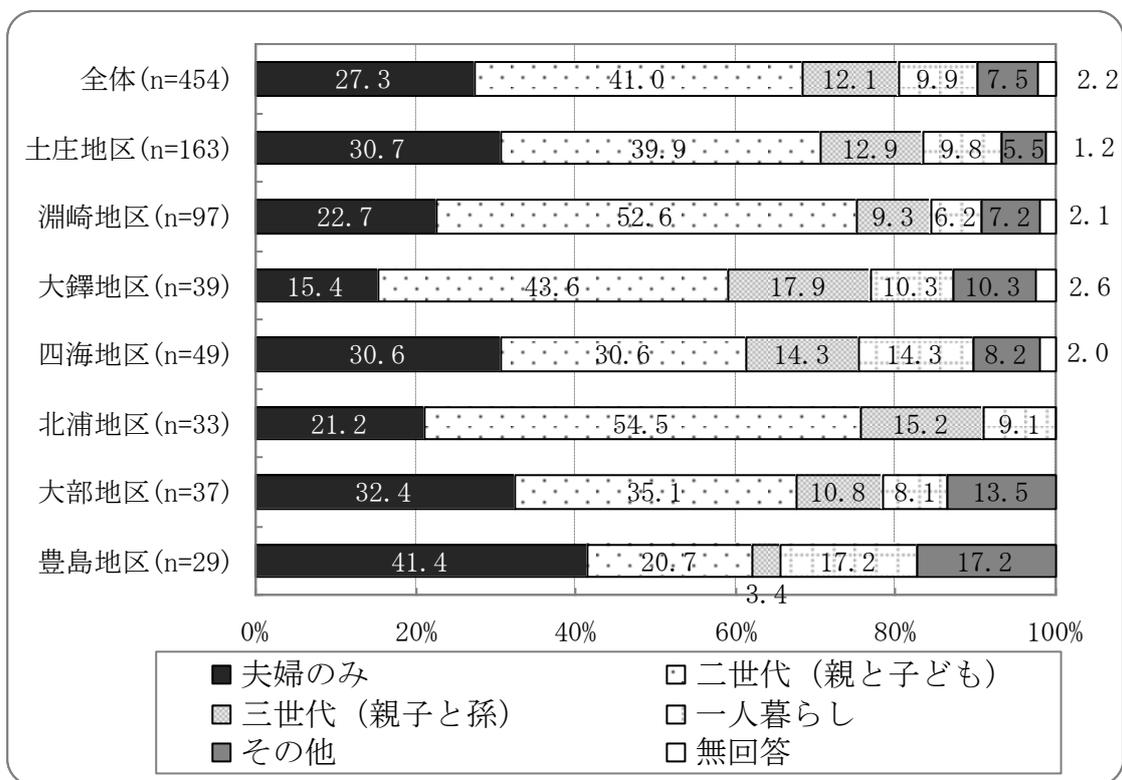
問1 性別をお答えください。



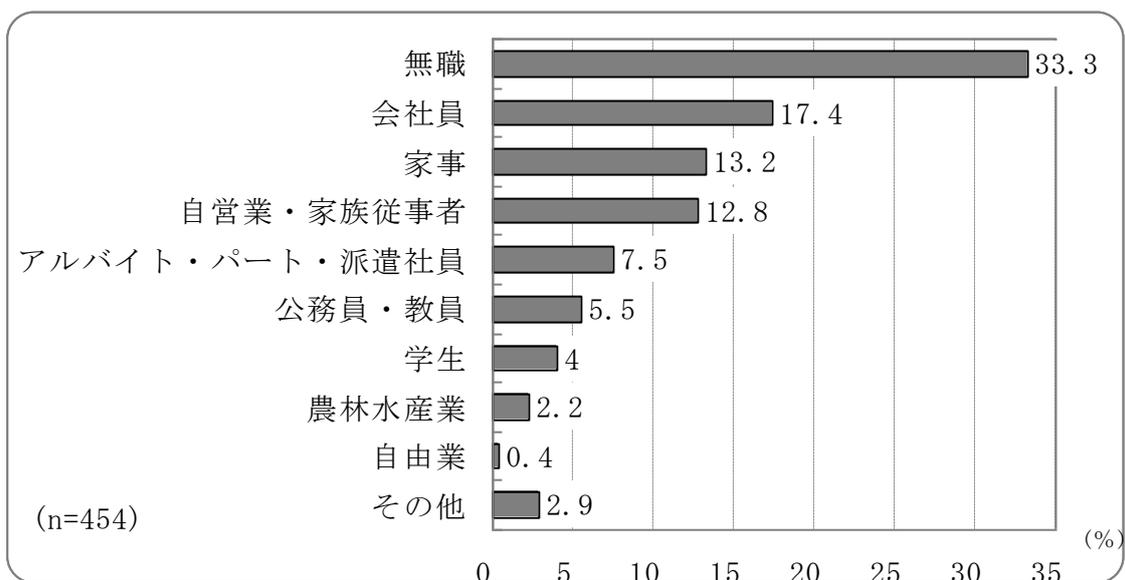
問2 年齢をお答えください。



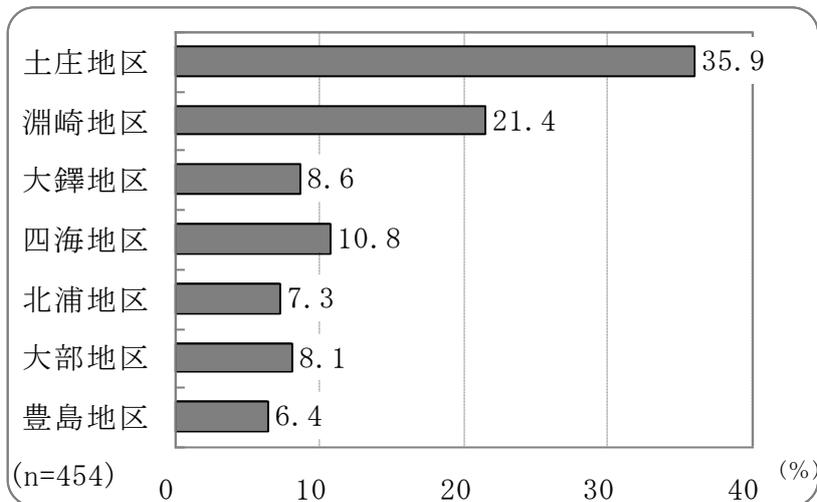
問3 同居している家族構成をお答えください。



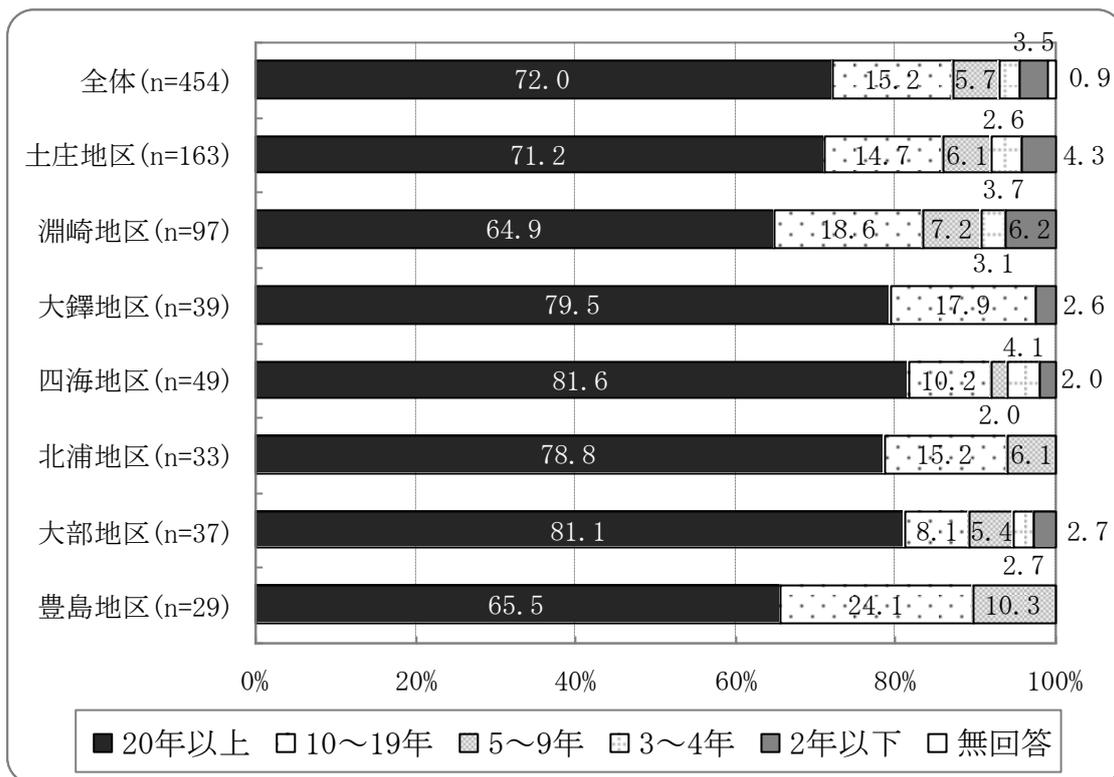
問4 あなたの職業をお答えください。



問5 あなたのお住まいの地域はどこですか。

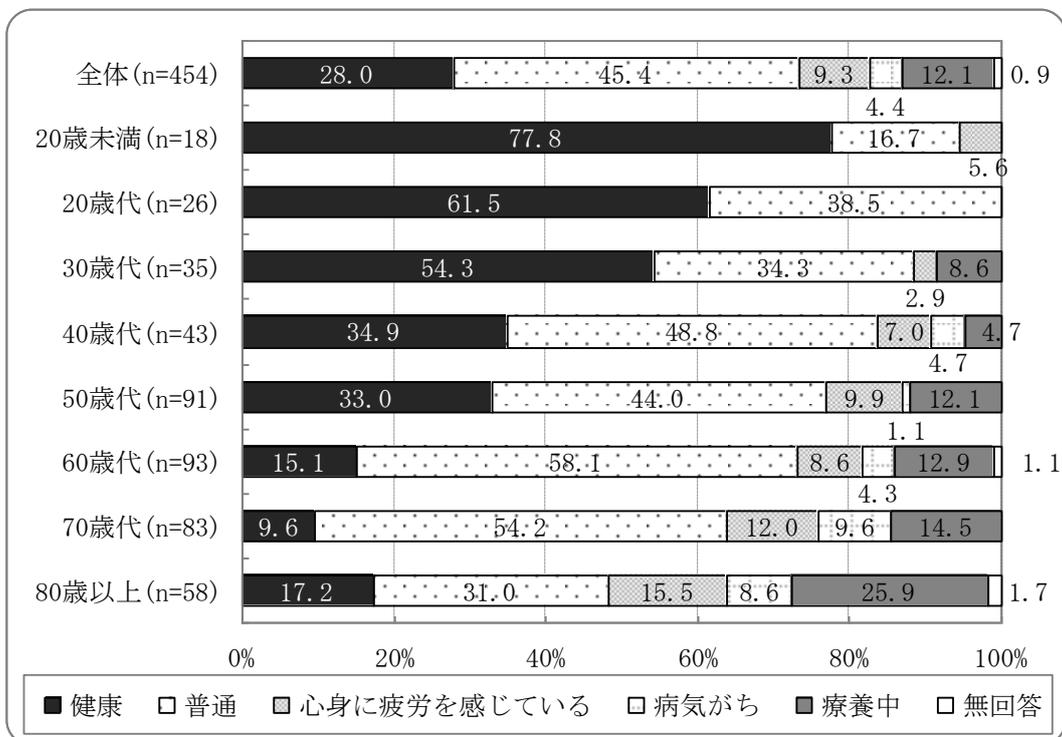


問6 現在居住している地域での居住期間をお答えください。

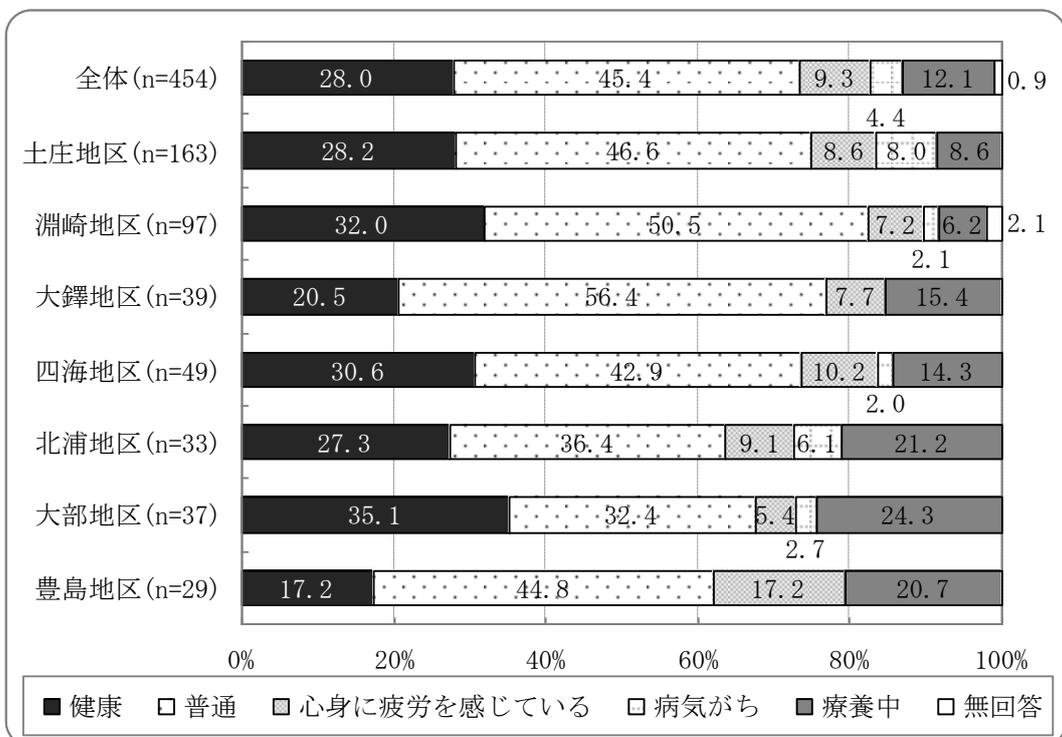


問7 あなたの健康状態をお答えください。

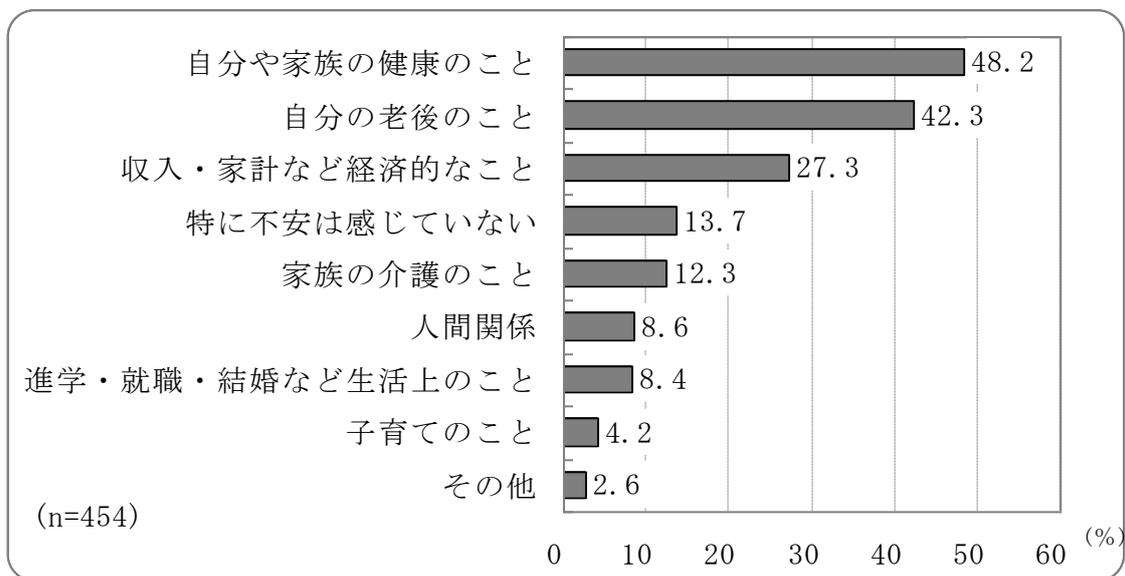
【年齢別】



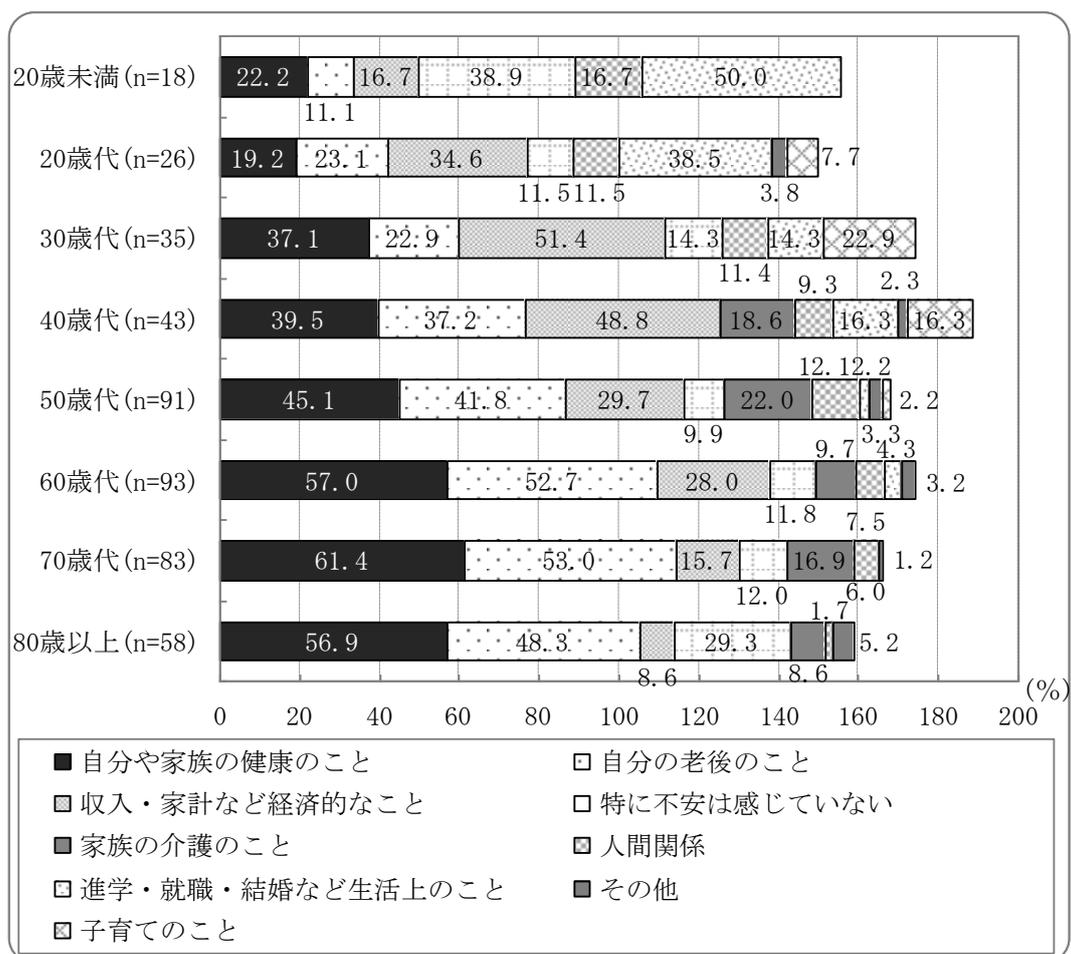
【地区別】



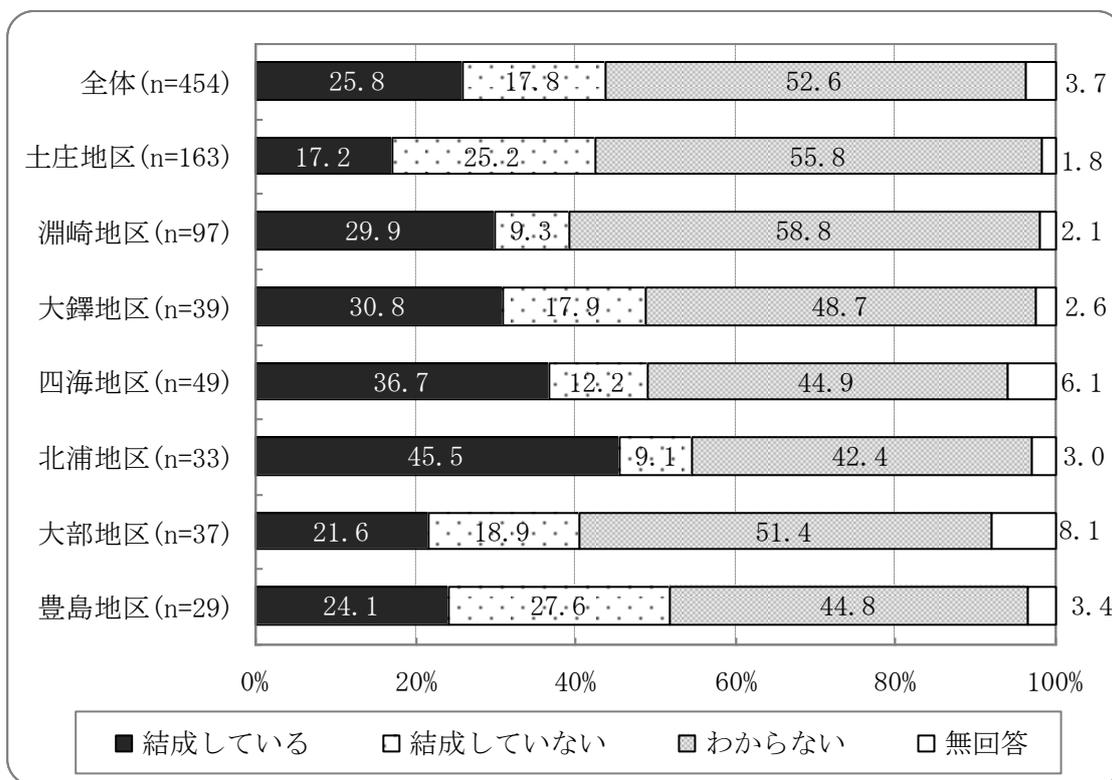
問8 日常生活で不安に感じていることはありますか。2つまで選んでください。



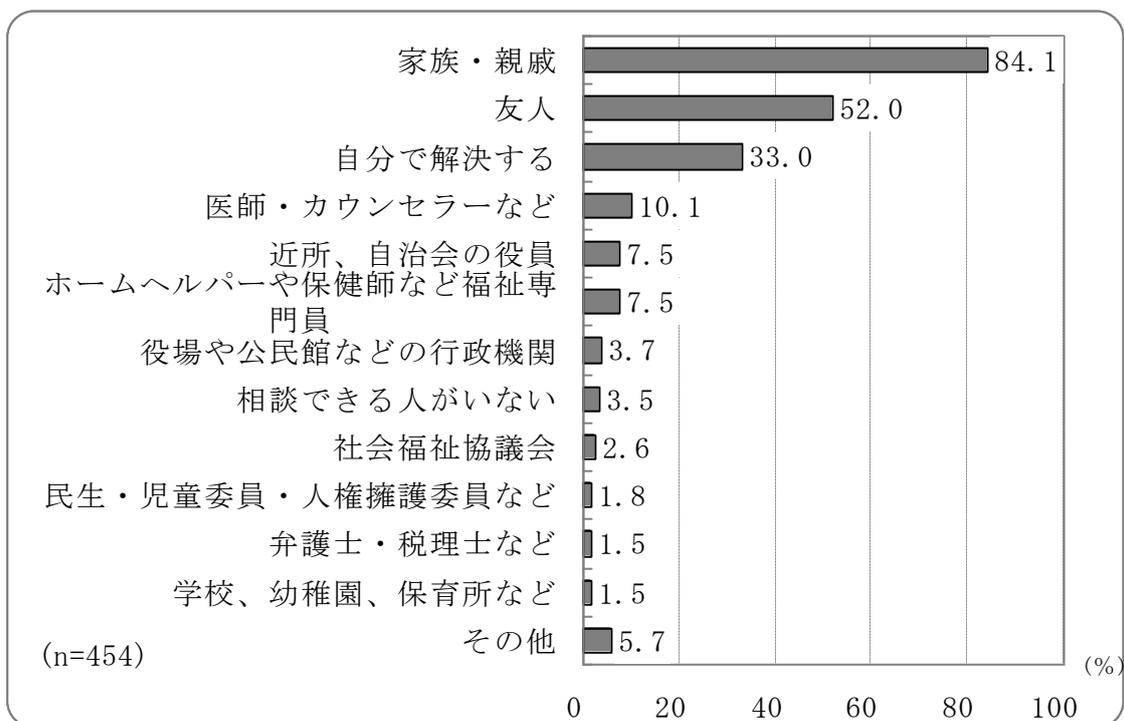
【年齢別】



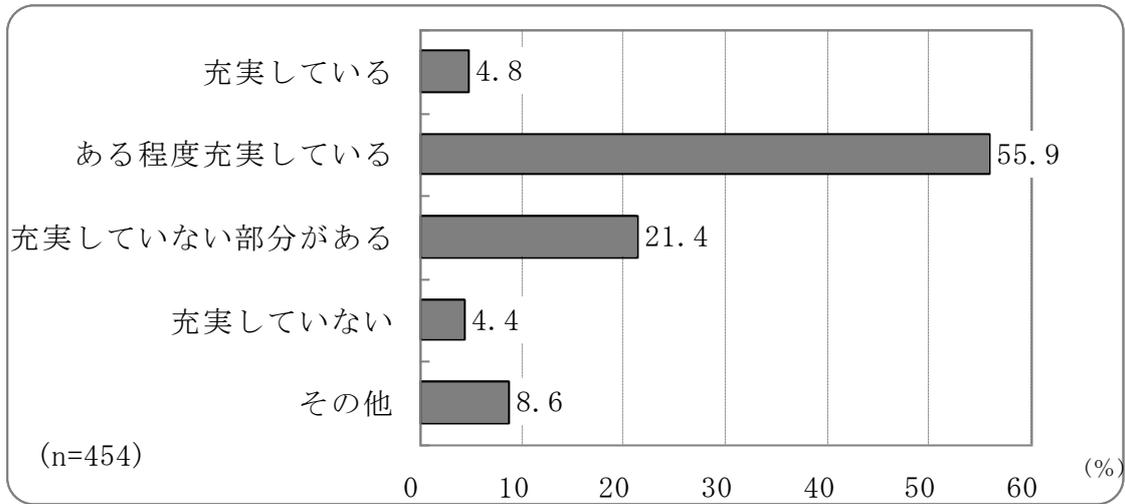
問9 あなたの自治会では自主防災組織を結成していますか。



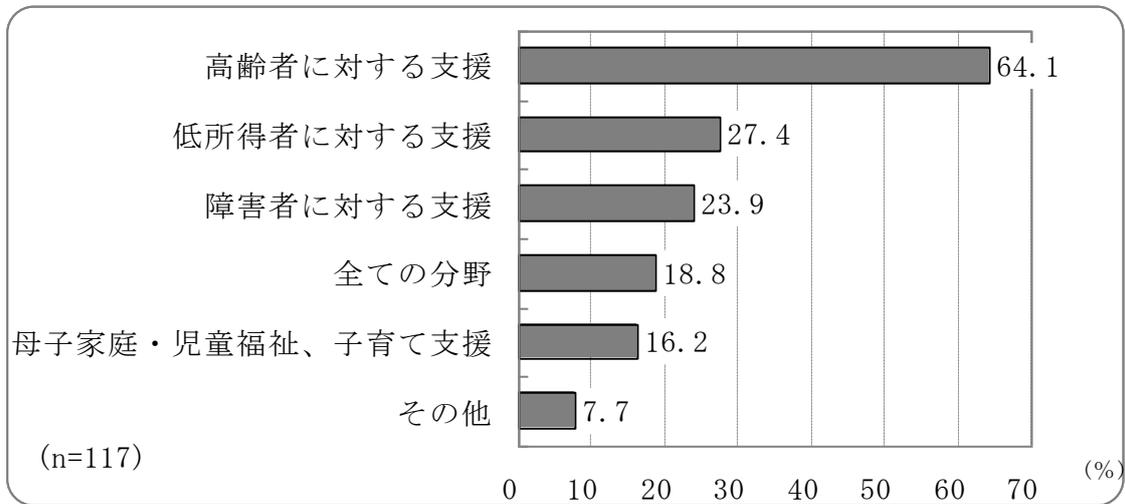
問10 悩みや困ったことを誰に相談しますか。3つまで選んでください。



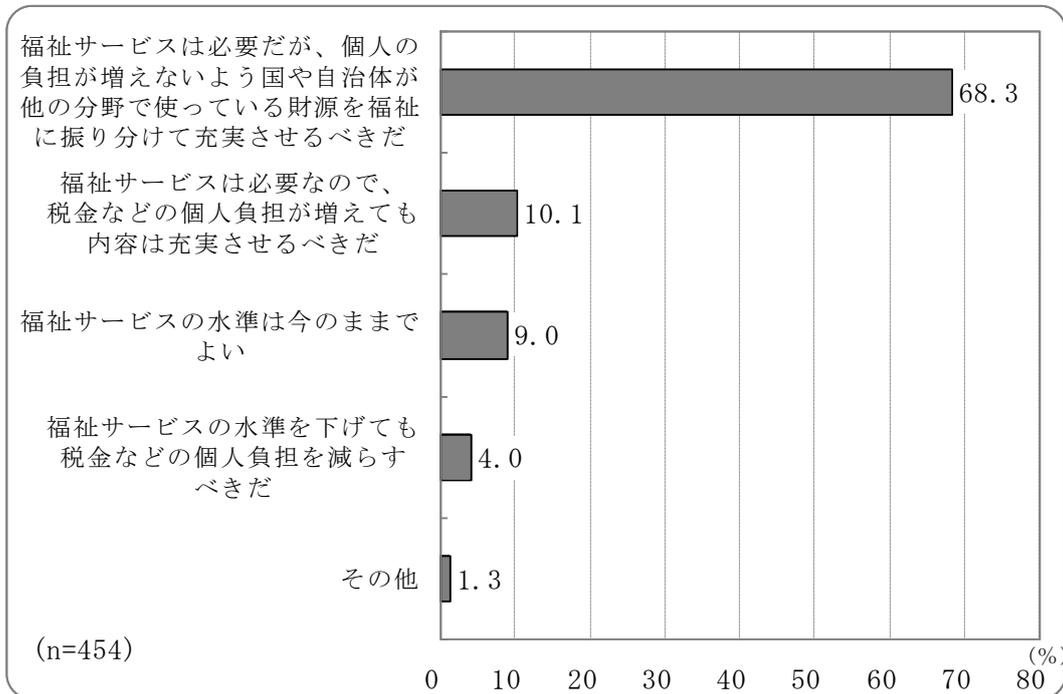
問1 1 現在、行政が行っている福祉サービスについてどう思いますか。



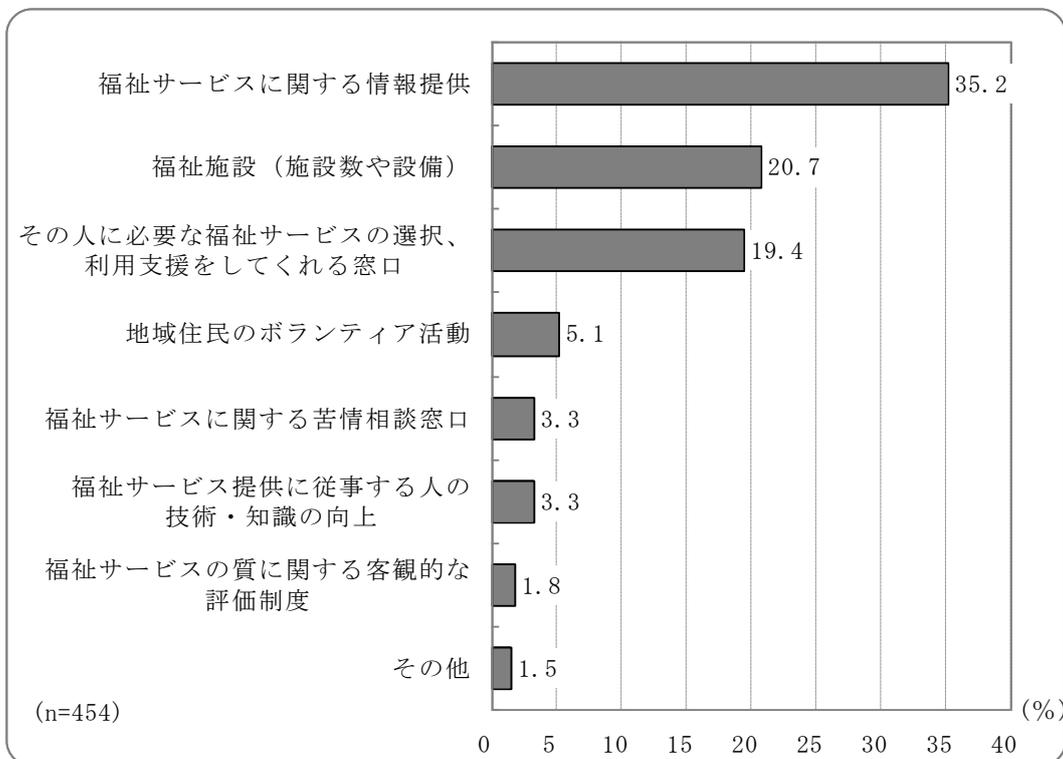
問1 2 問1 1で「充実していない部分がある」「充実していない」と回答した方におたずねします。
どの分野での福祉サービスが充実していないとお考えですか。あてはまるもの全てを選んでください。



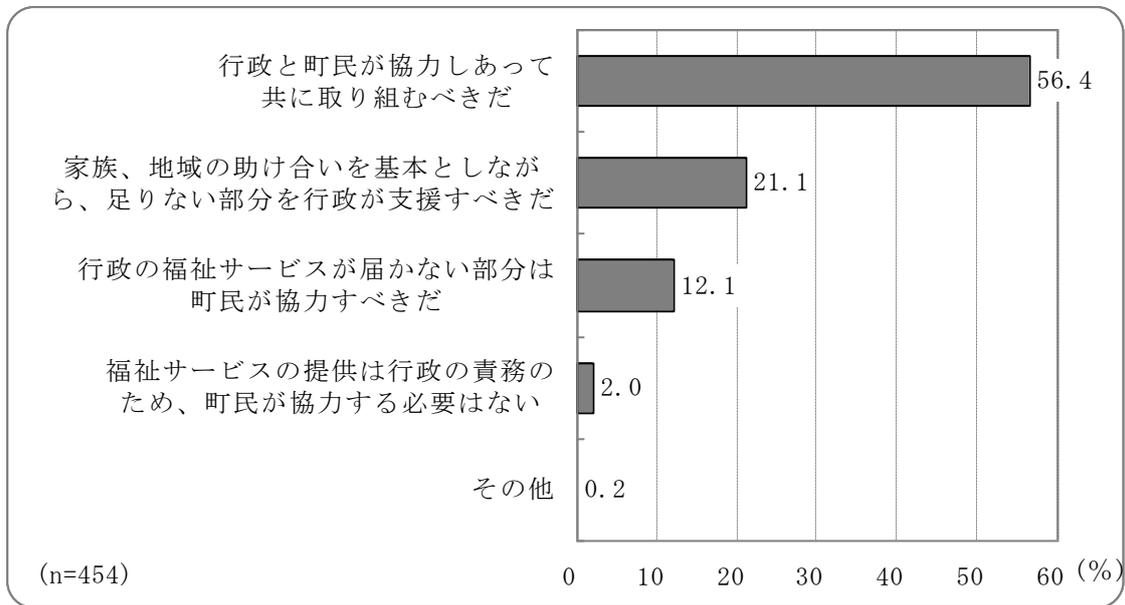
問 1 3 行政が行う福祉サービスのあり方は、これからどうあるべきとお考えですか。



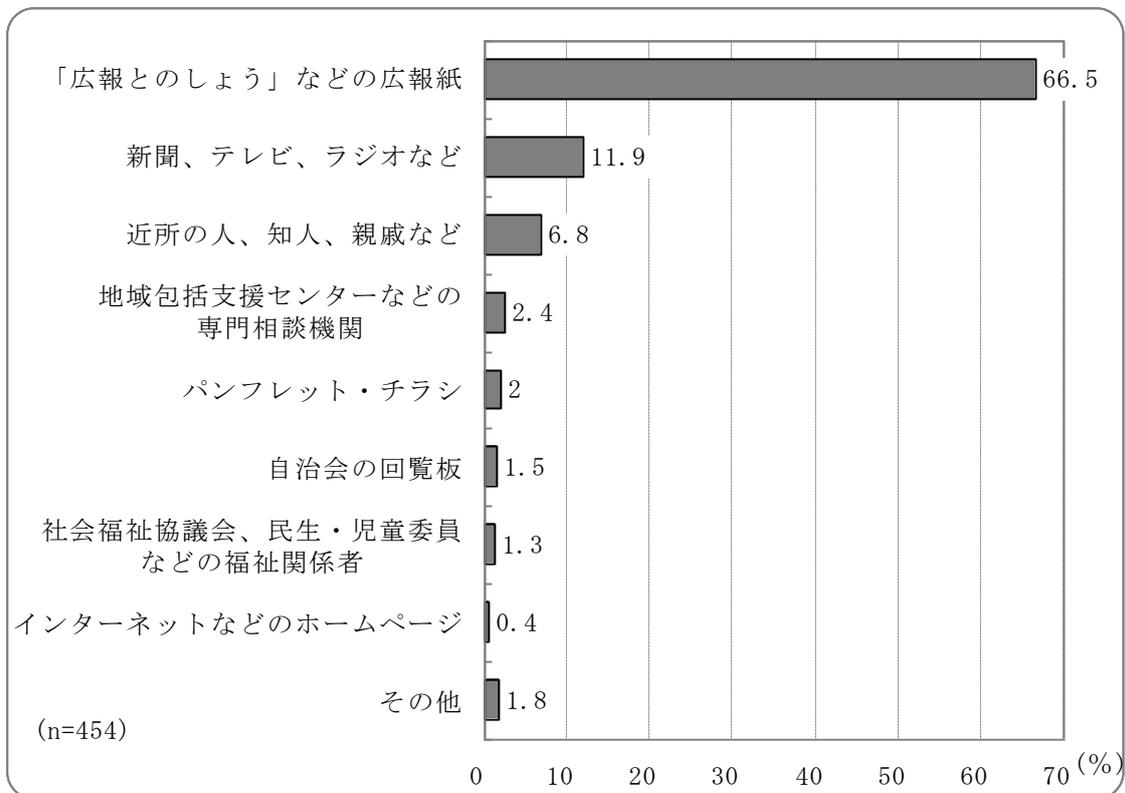
問 1 4 援助を必要とする方が適切に福祉サービスを利用できるようにするために、何を優先して充実させるべきだと思いますか。



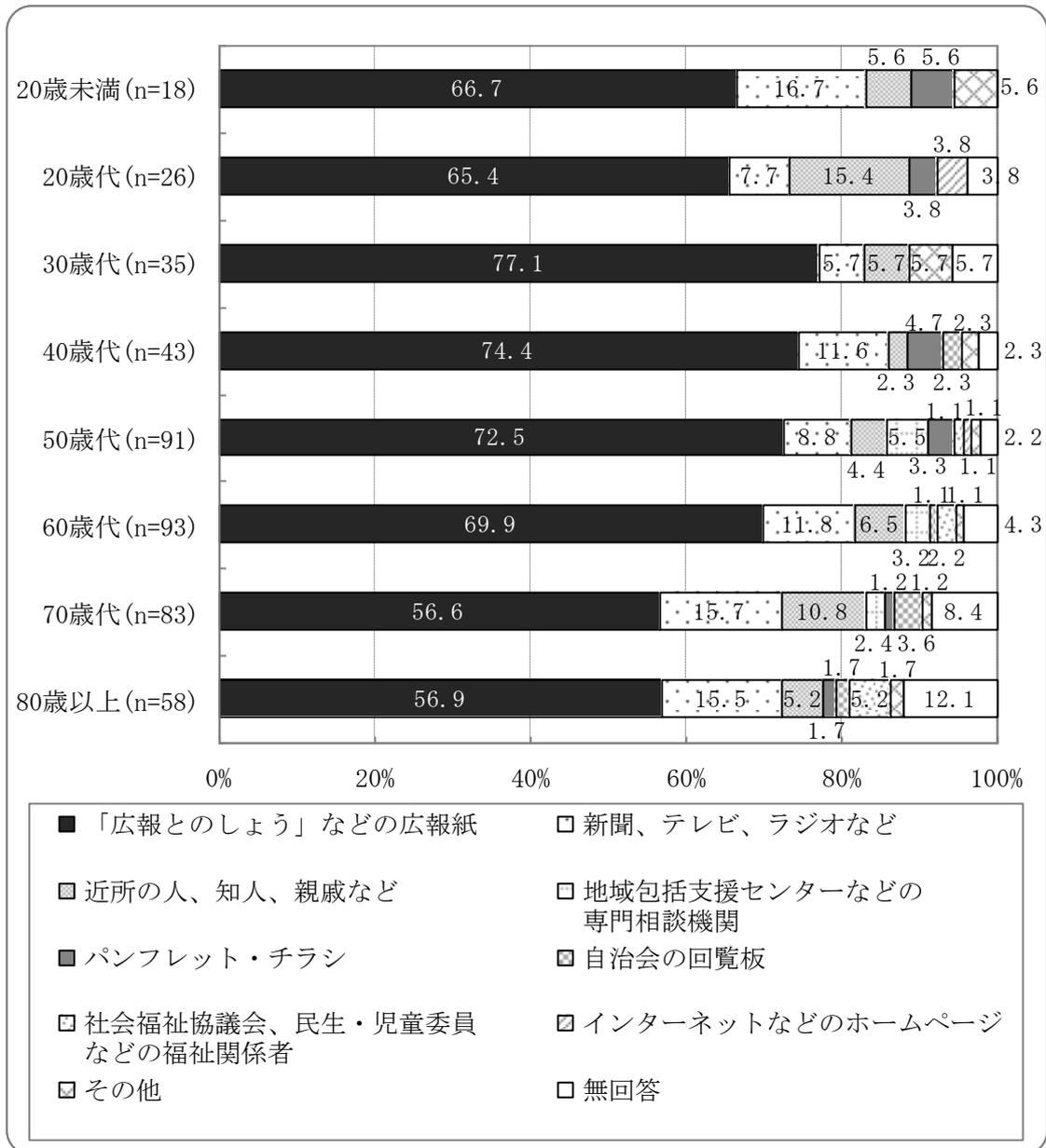
問15 福祉サービスを充実させていくうえで、行政と町民の関係はどうあるべきだと思いますか。



問16 健康・福祉に関する情報を主にどこから得ていますか。

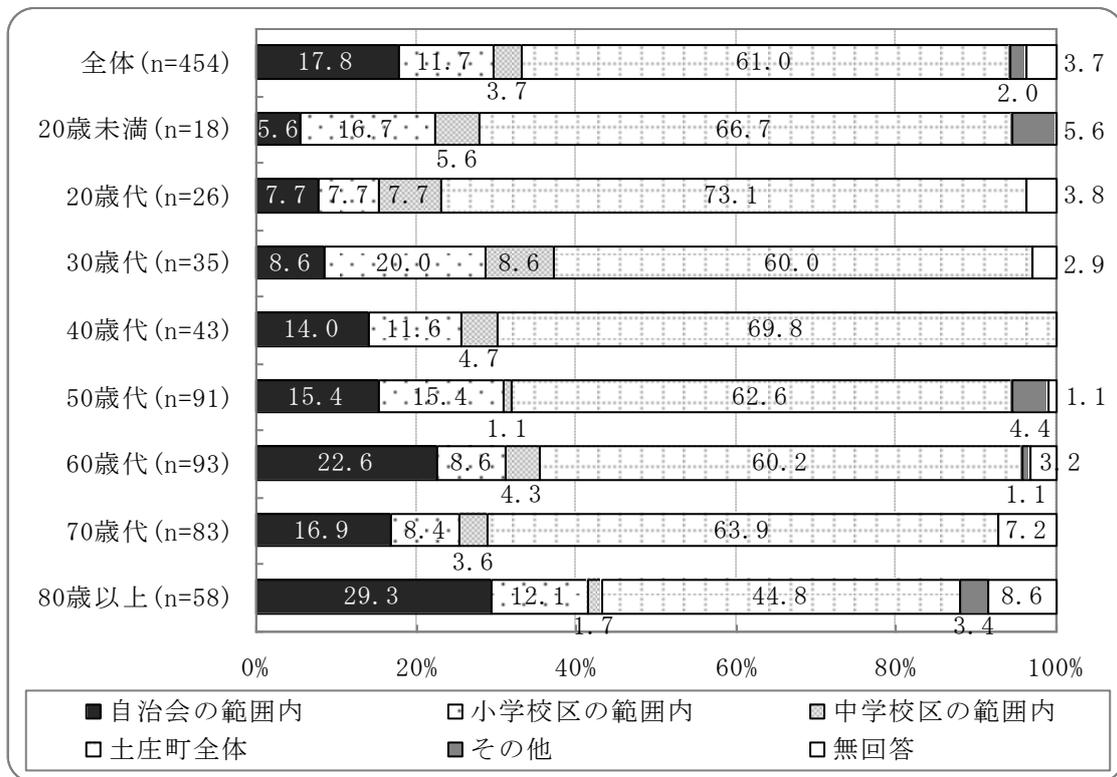


【年齢別】

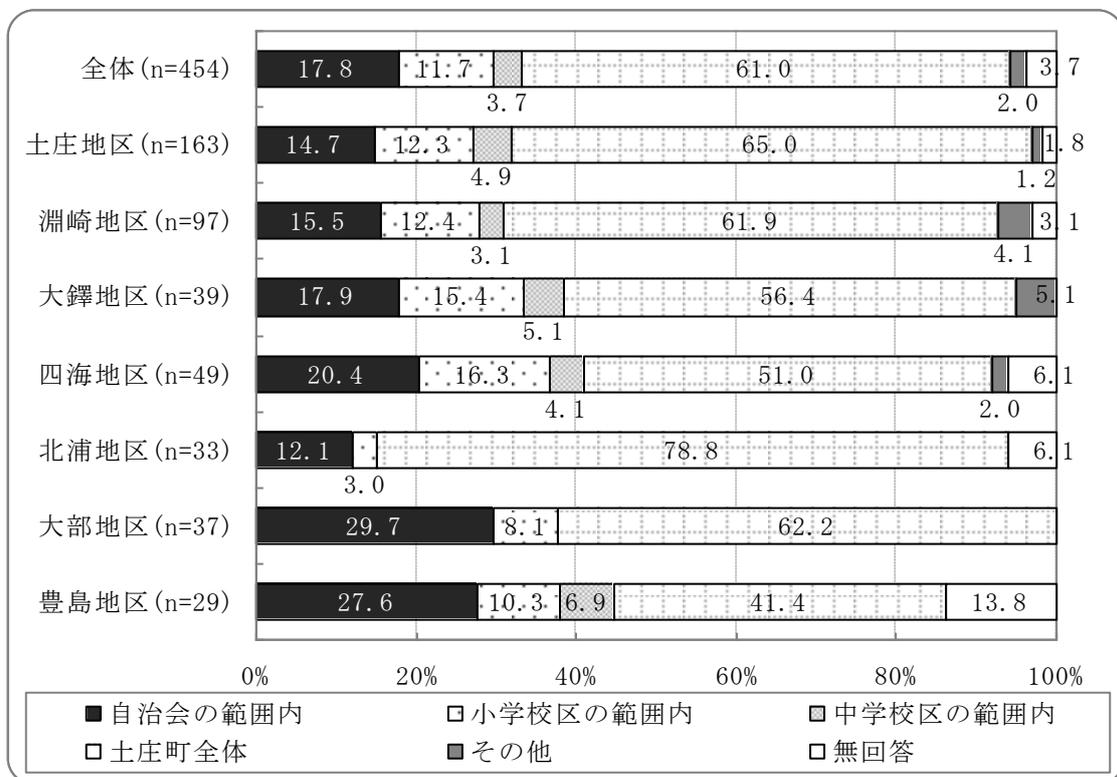


問17 「自分のまち」と考える範囲はどこまでですか。

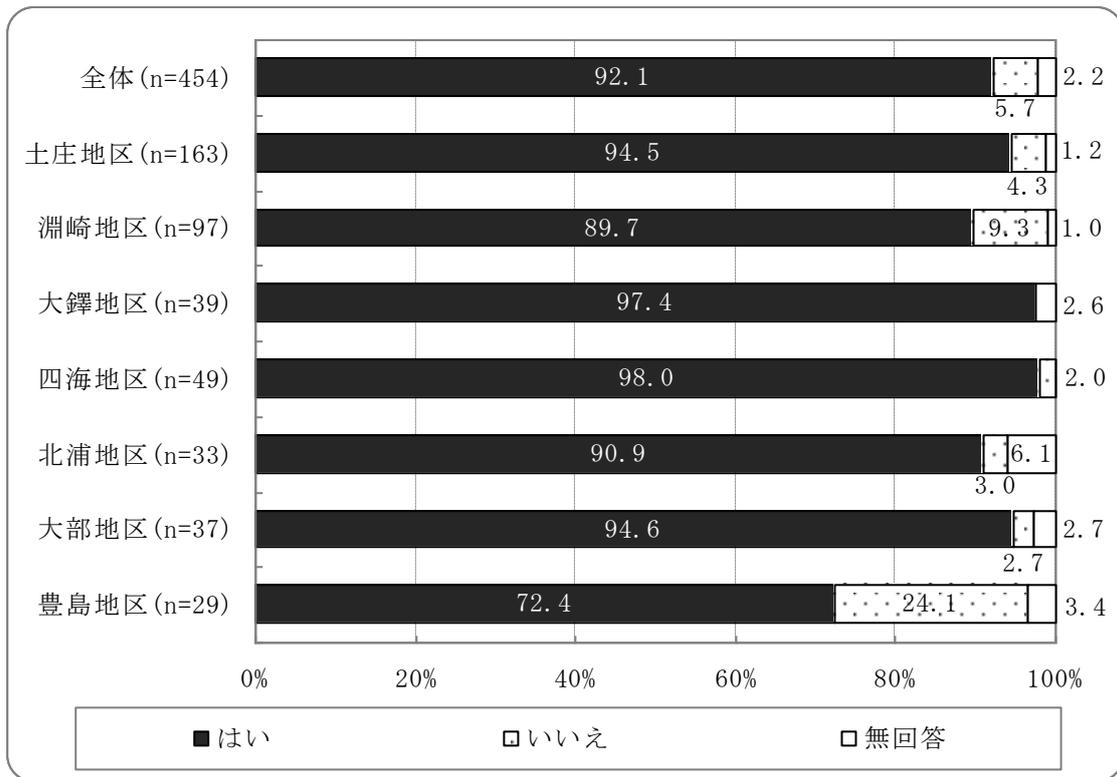
【年齢別】



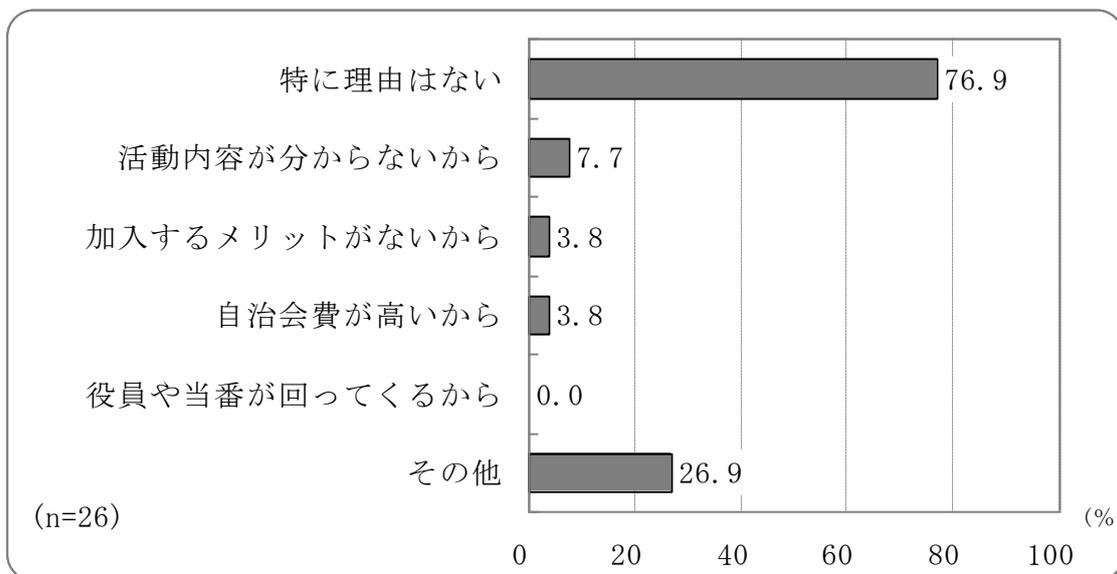
【地区別】



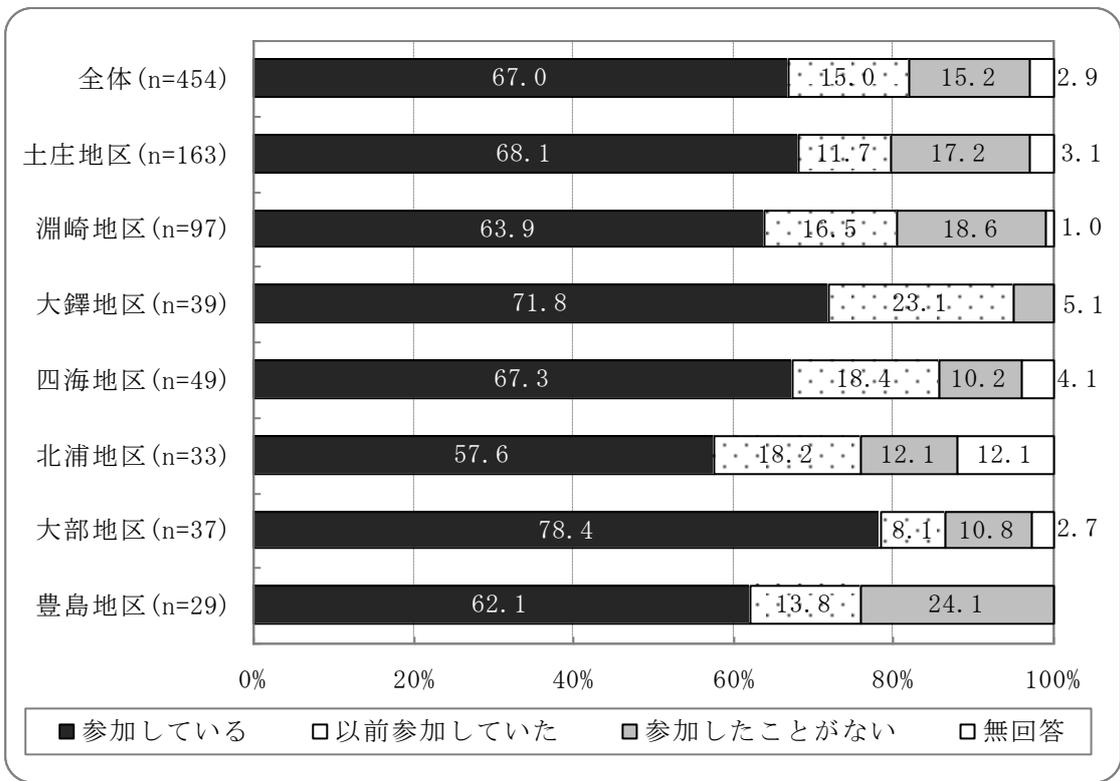
問18 現在、あなたの世帯は自治会に加入していますか。



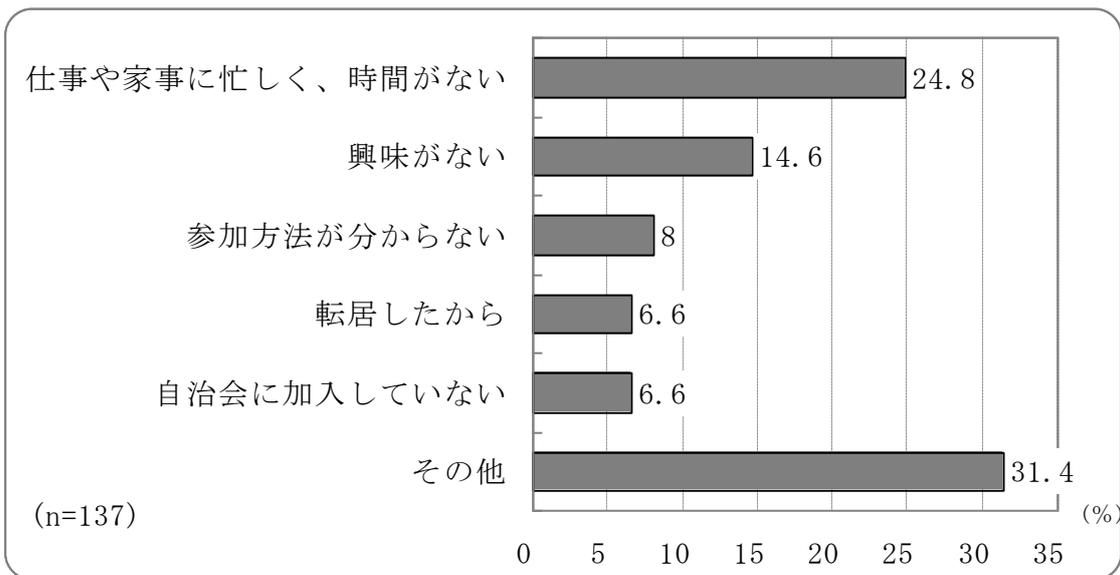
問19 問18「いいえ」とお答えの方におたずねします。
自治会に加入していない理由は何ですか。



問20 あなたは自治会などの地域組織の活動に参加していますか。

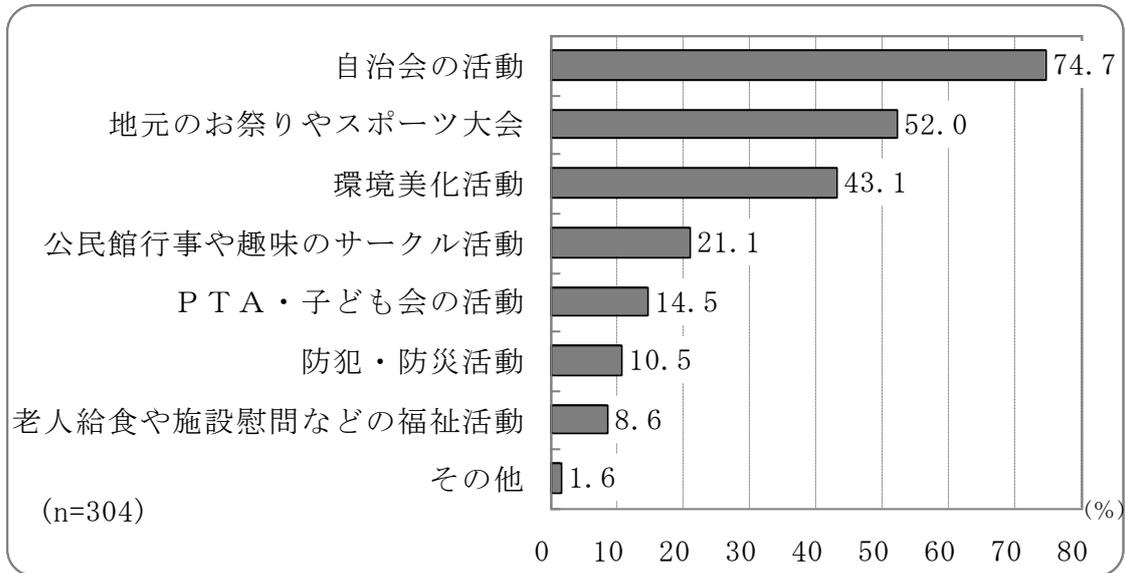


問21 問20で「以前参加していた」「参加したことがない」と回答した方におたずねします。
現在参加していない理由は何ですか。



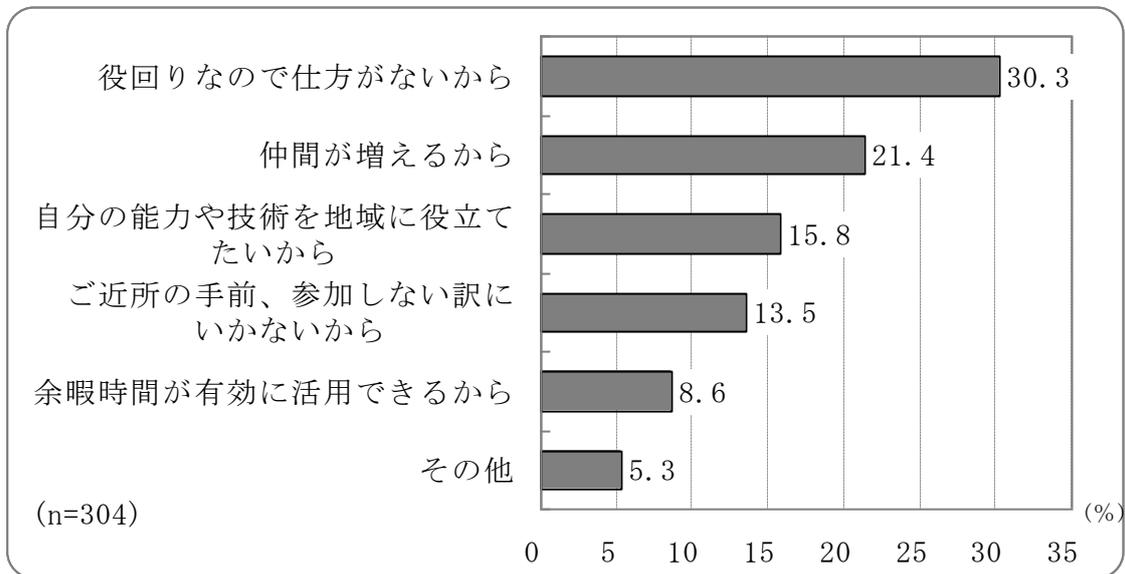
問22 問20で「参加している」と回答した方におたずねします。

どのような活動に参加していますか。参加しているもの全てを選んでください。



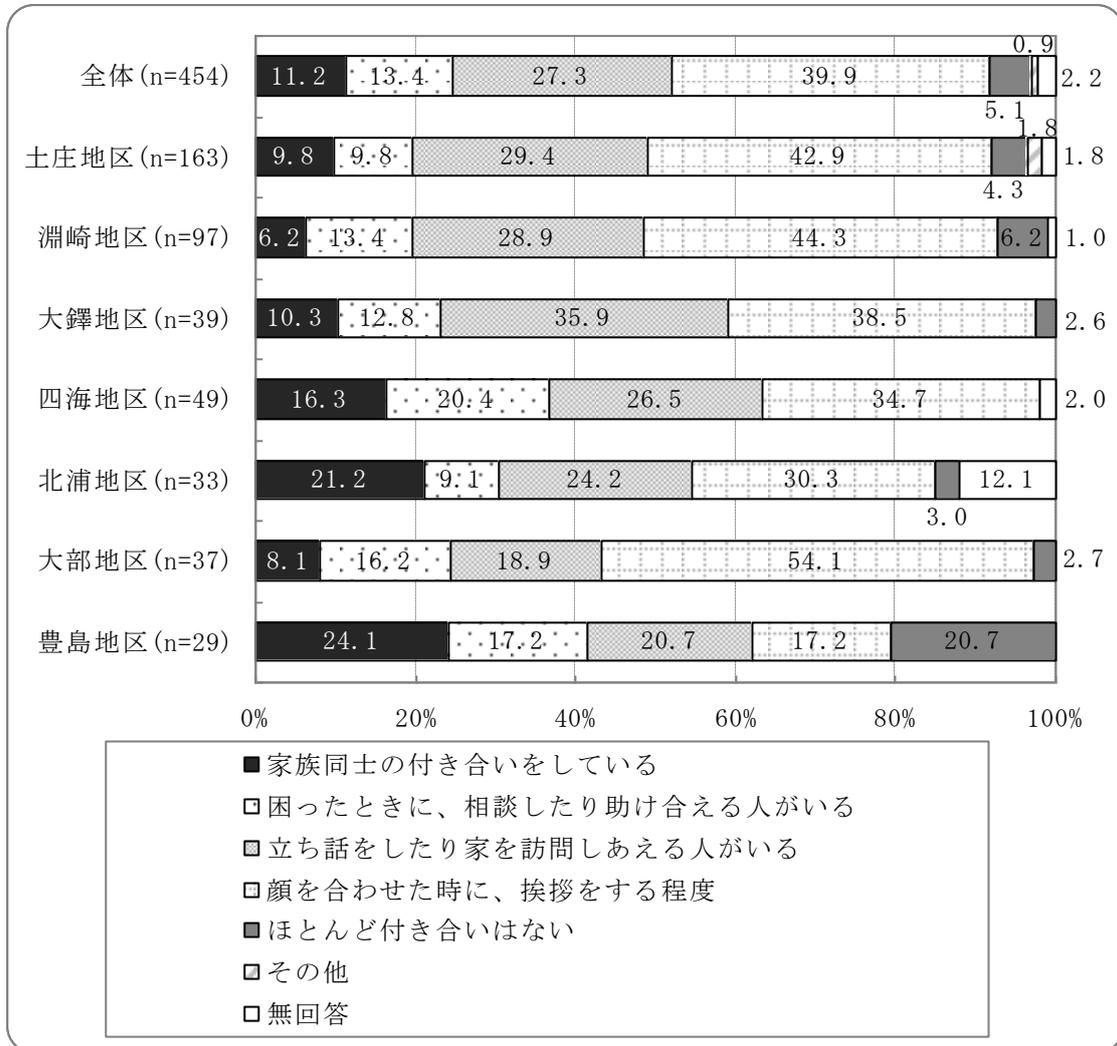
問23 問20で「参加している」と回答した方におたずねします。

主にどのような目的で活動していますか。

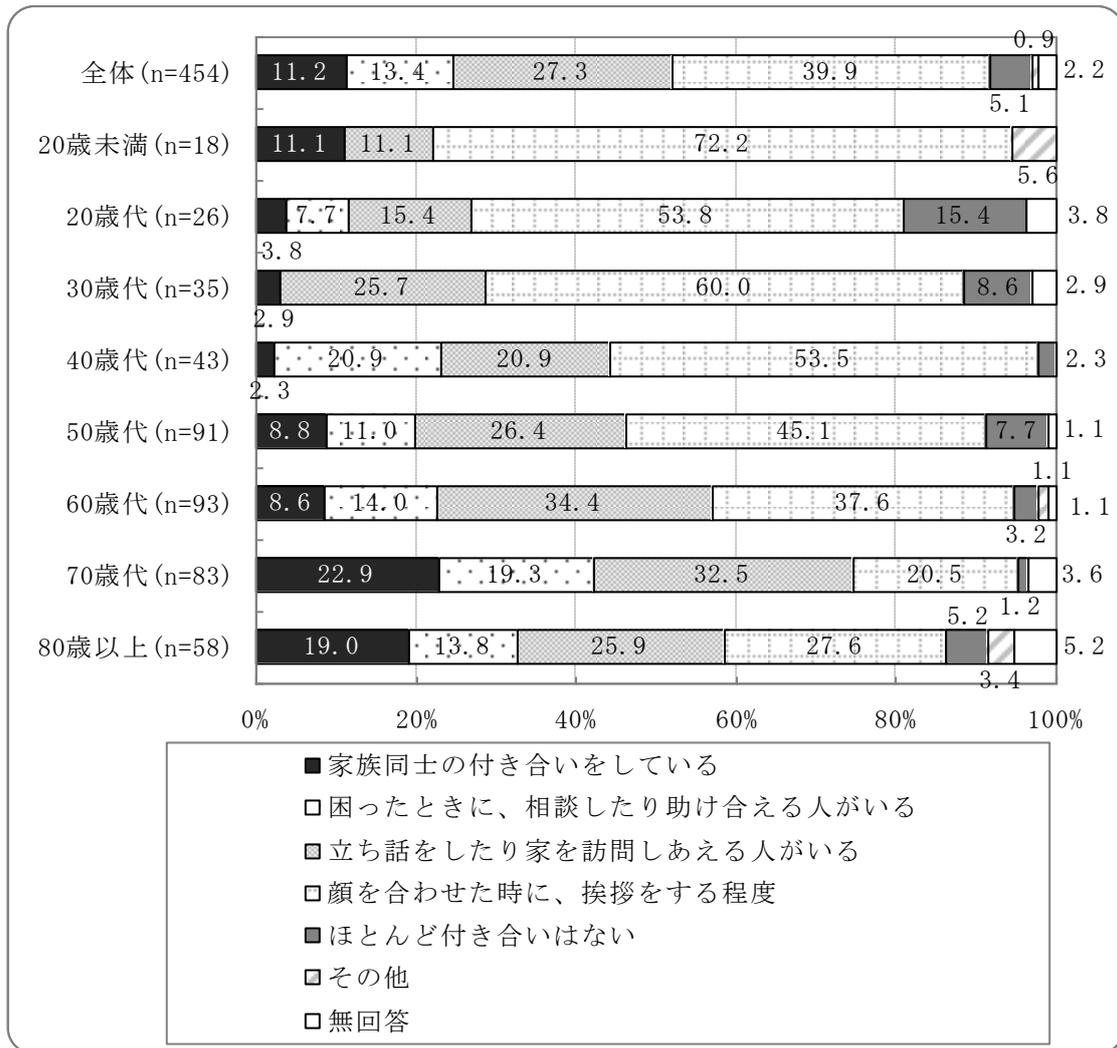


問24 普段、ご近所の人とはどの程度付き合いをしていますか。

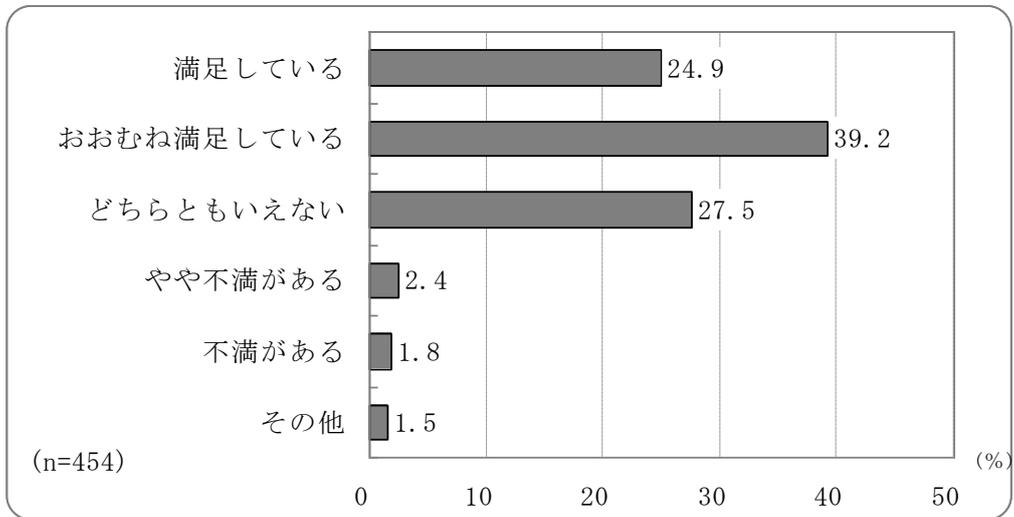
【地区別】



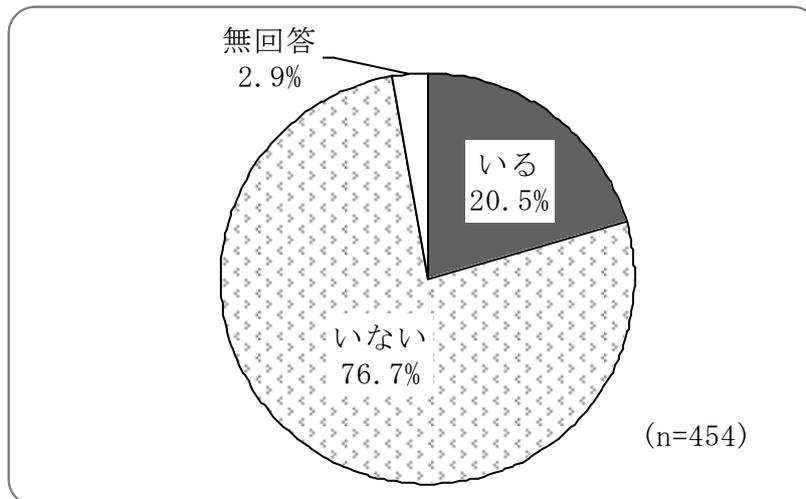
【年齢別】



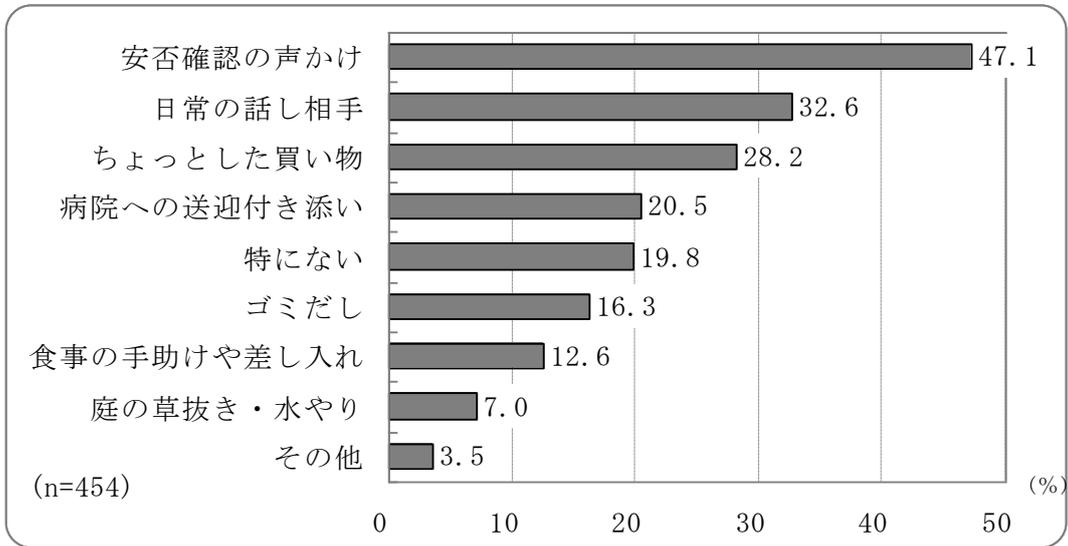
問25 今の近所付き合いに満足していますか。



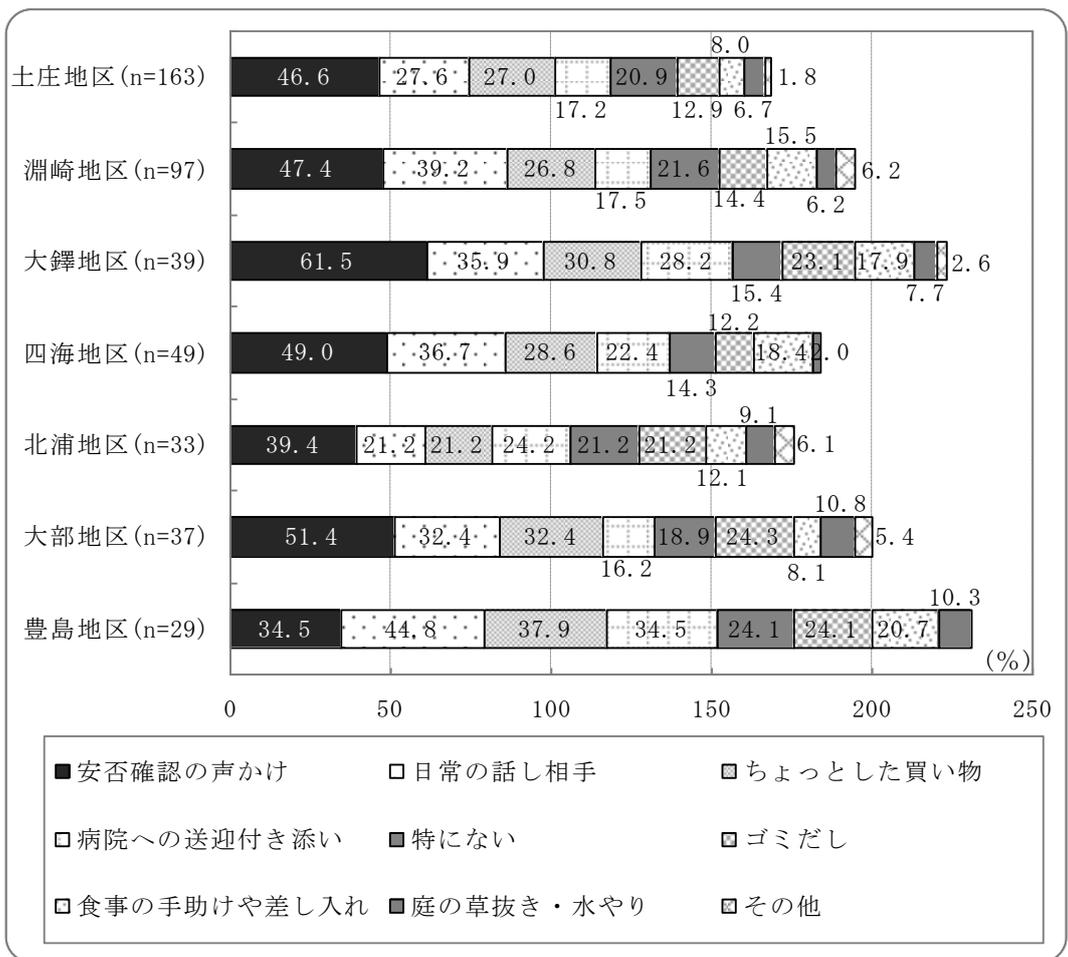
問26 あなたの世帯には、介護の必要な方がいますか。



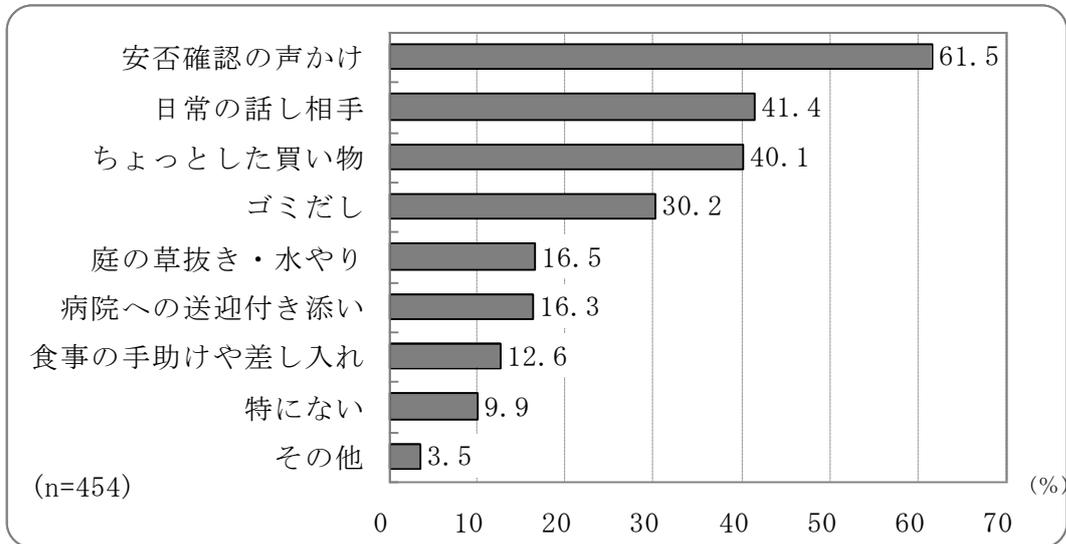
問27 もし、あなたが介護を必要とするなど日常生活で不自由になったとき、近所の人に手伝って欲しいことは何ですか。あてはまるものを全て選んでください。



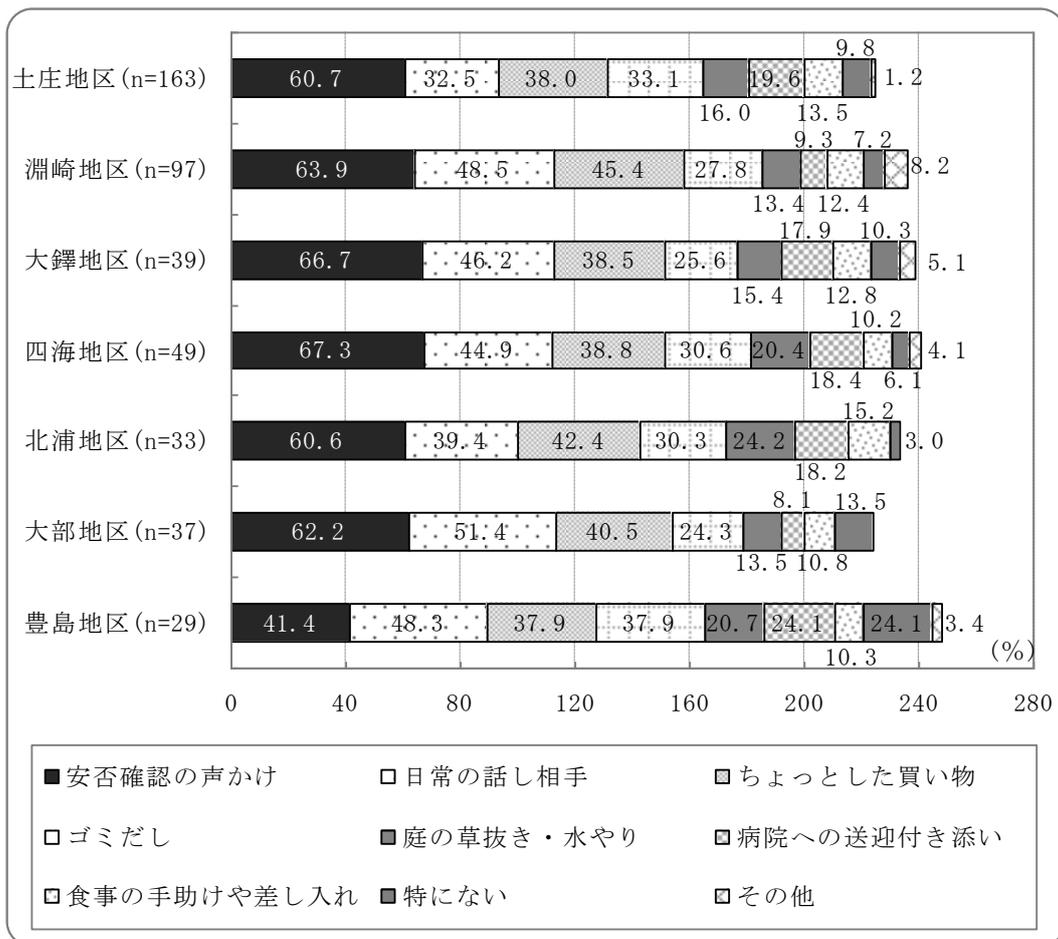
【地区別】



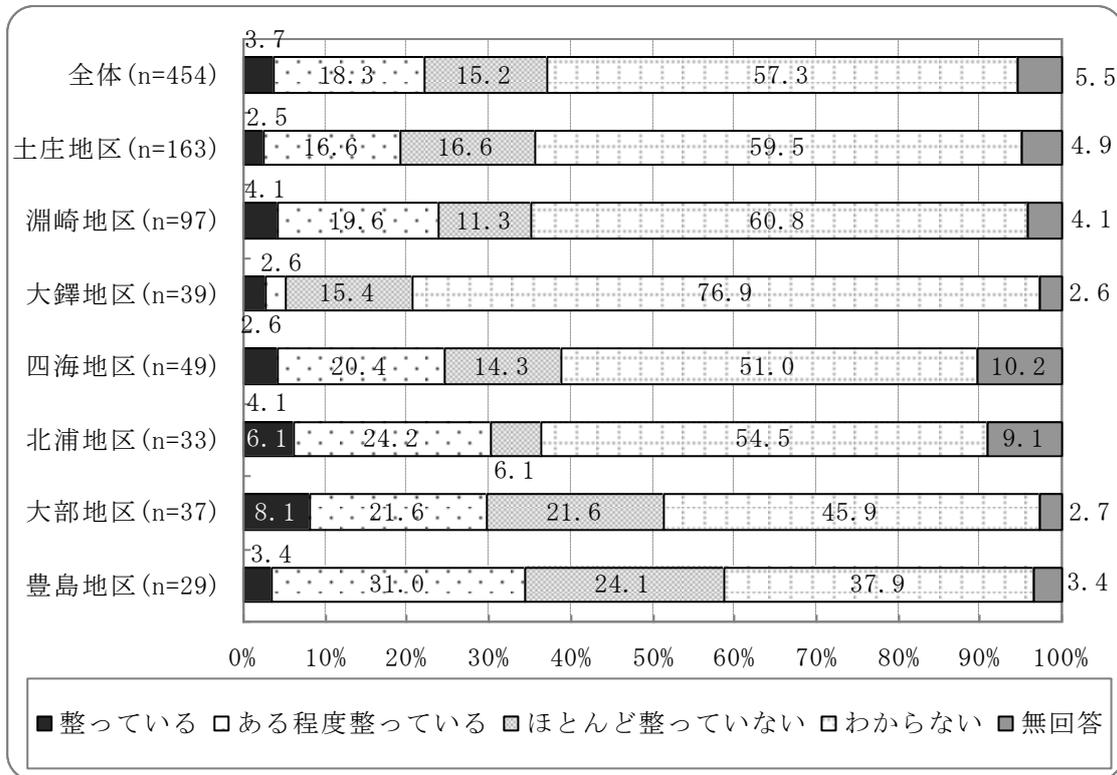
問28 近くに困っている世帯があったとき、あなたが手伝えることができると思うことは何ですか。あてはまるものを全て選んでください。



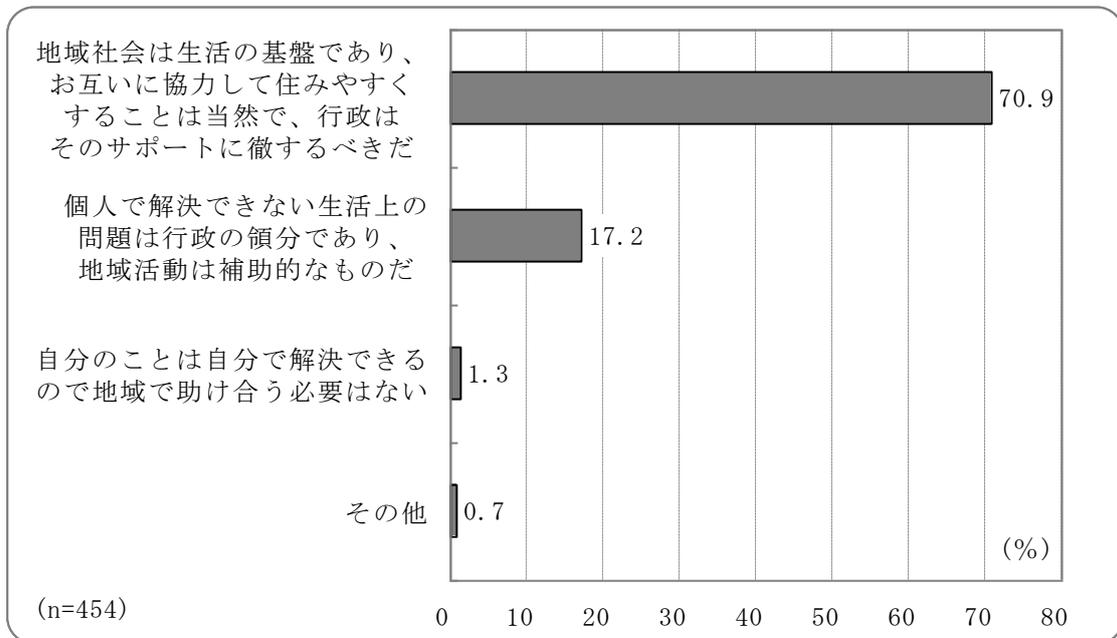
【地区別】



問29 あなたの地域では、支援を必要としている世帯の災害などの緊急時に対応できる体制が整っていますか。

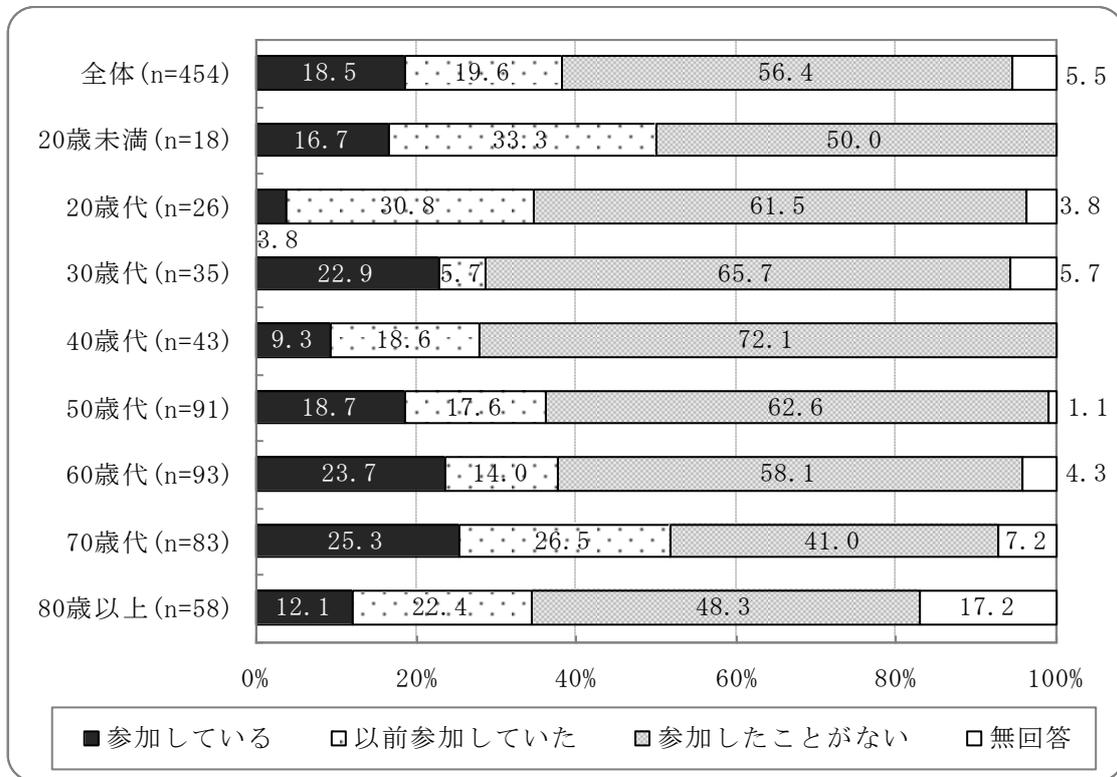


問30 地域社会のあり方について、あなたのお考えに近いものを選んでください。

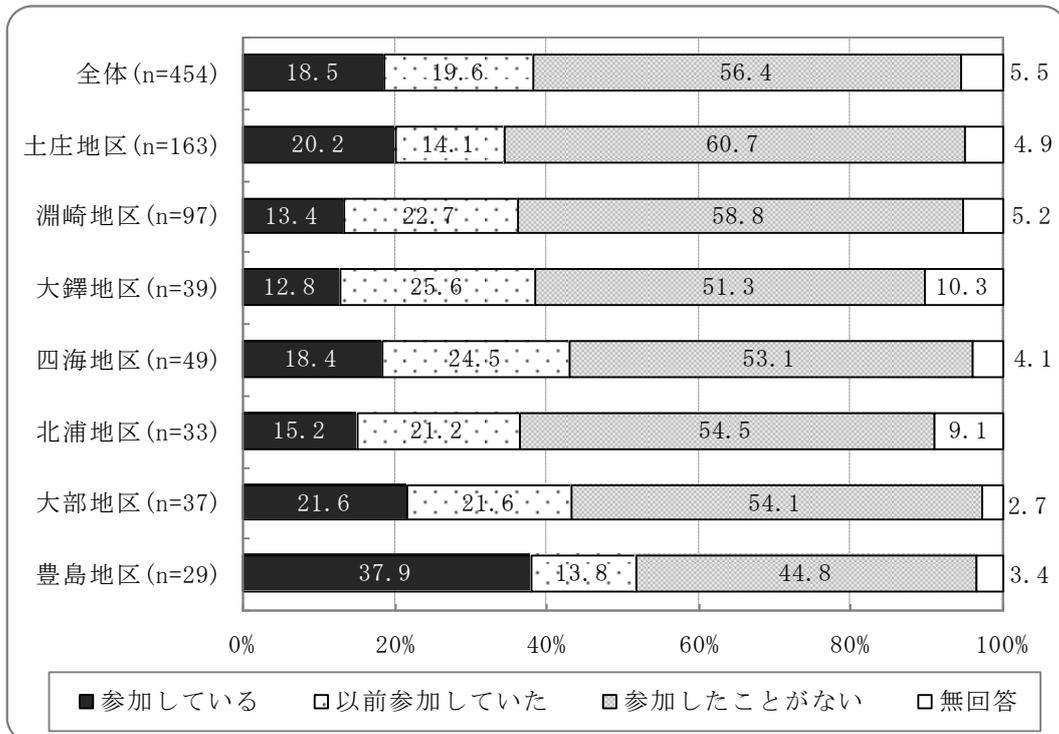


問3 1 ボランティア活動に参加していますか。

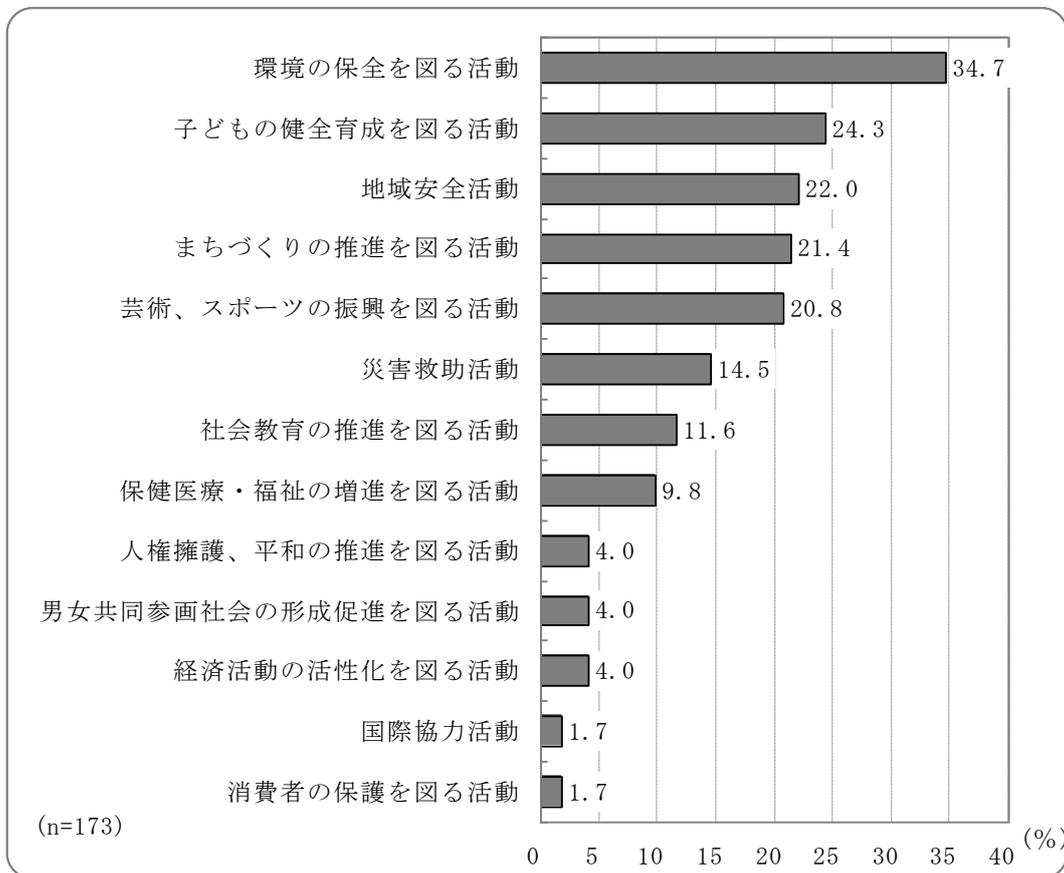
【年齢別】



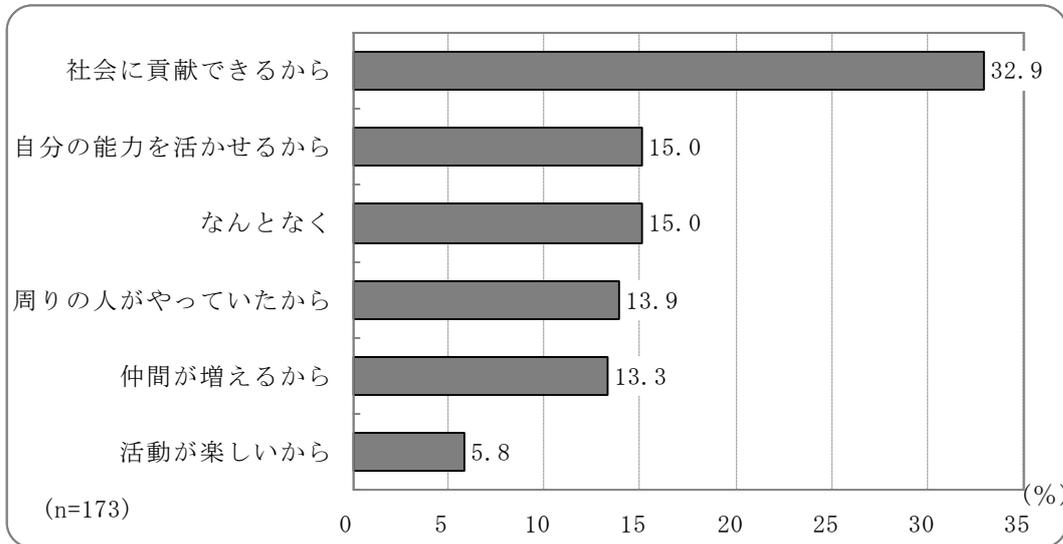
【地区別】



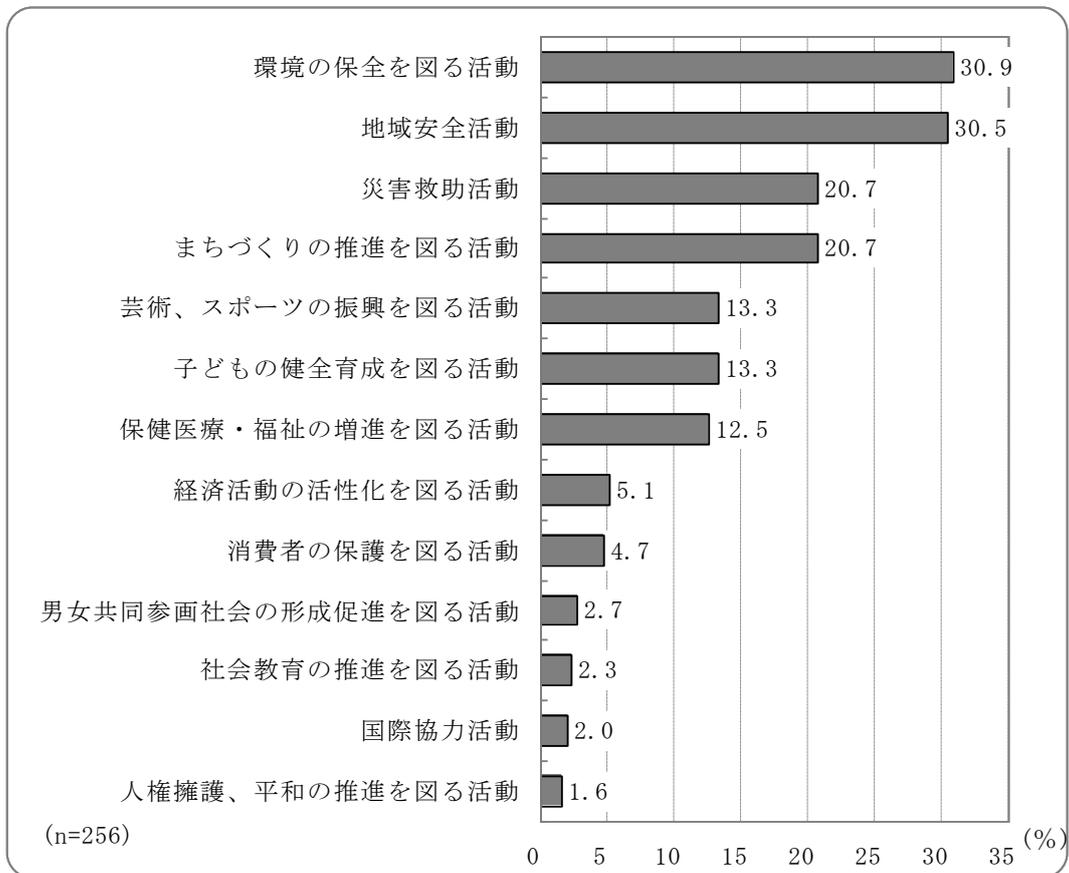
問3 2 問3 1で「参加している」「以前参加していた」と回答した方におたずねします。
 あなたはどの分野のボランティア活動の経験がありますか。あてはまるものを全
 て選んでください。



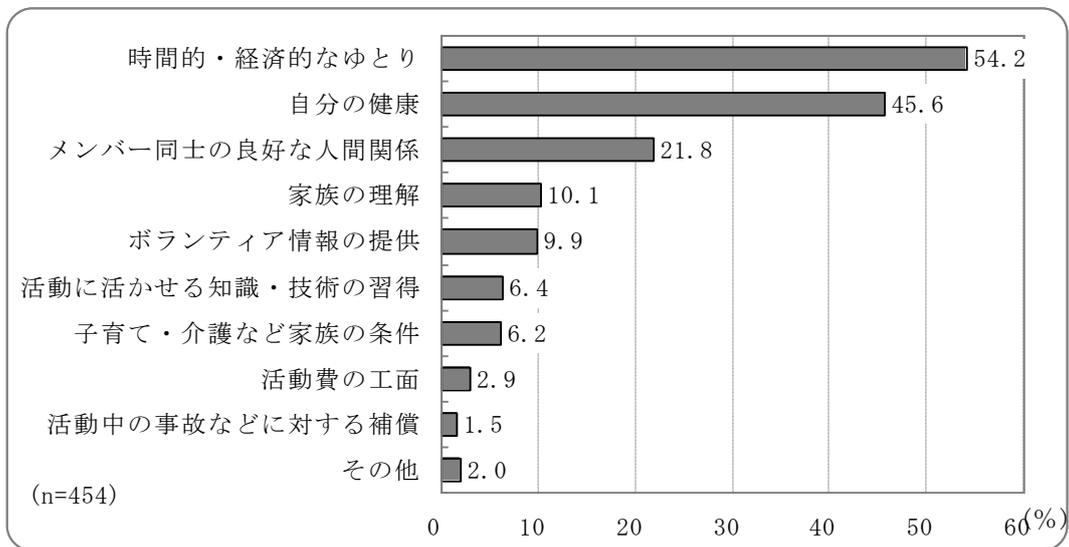
問33 問31で「参加している」「以前参加していた」と回答した方におたずねします。
主にどのような理由から参加しましたか。



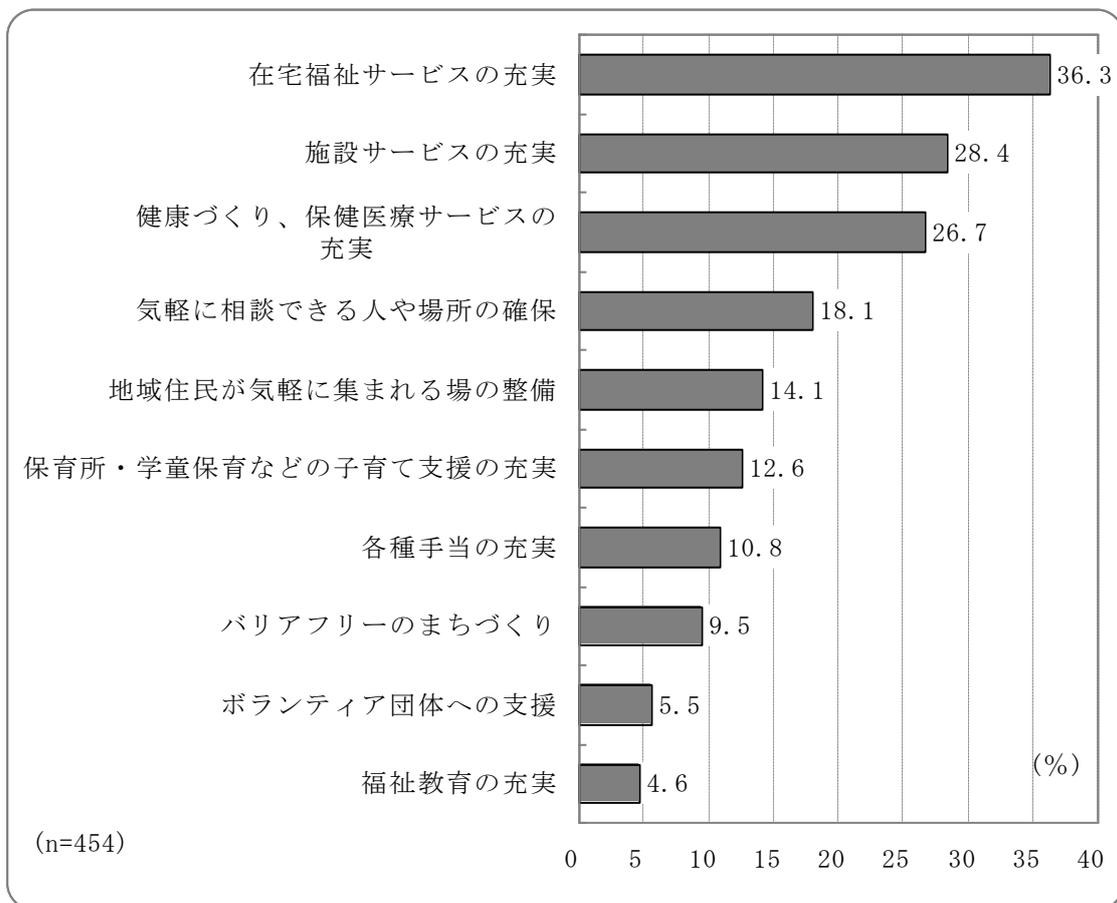
問34 問31で「参加したことがない」と回答した方におたずねします。
今後参加できる機会があればどの分野の活動に参加したいですか。3つまで選んでください。



問35 どのような条件を整えばボランティア活動ができますか。また、参加できると思いますか。2つまで選んでください。



問36 地域福祉を進めるうえで、今後土庄町が限られた財源の中、どの分野に優先的に取り組むべきだと思いますか。2つまで選んでください。



2 土庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 23 年 4 月 1 日告示第 58 号)

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画を策定するため、土庄町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民代表(団体代表)
- (3) 医療関係者
- (4) 障害者団体代表
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉施設関係者
- (7) 福祉関係者
- (8) 行政関係者

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、土庄町福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(効力)

2 この告示は、委員会がその目的を達成し、解散したときに効力を失う。

3 土庄町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
(1) 町議会議員	土庄町議会教育民生委員長	山本 良熙
(2) 住民代表	土庄町自治会連絡協議会長	谷久 泰司
	土庄町老人クラブ連合会長	松本 紀男
	土庄町婦人会長	濱野 祥代
(3) 医療関係者	土庄中央病院副院長	上野 邦夫
(4) 障害者団体代表	土庄町身体障害者福祉会会長	川井 孝夫
(5) 学識経験者	土庄町民生委員児童委員協議会会長	余島 邦昭
(6) 福祉施設代表	小豆島老人ホーム園長	山本 秀樹
	ひまわりの家施設長	岡 裕
(7) 福祉関係者	土庄町社会福祉協議会事務局長	山崎 政則
	土庄町地域包括支援センター副保健師長	山本 真由美
(8) 行政関係者	香川県小豆総合事務所保健福祉課長	土居 千恵子
	土庄町健康増進課長	坂本 正樹
	土庄町教育総務課長	宮原 隆昌
	土庄町福祉課長	須浪 宏和